

技術レポート30

**建築物の竣工から解体までの関係諸法令等に
関わる諸官庁届出書等**

その3. 消防法及び同施行規則・ビル管法・産業廃棄物処理
・その他建物の維持管理に関わる諸官庁届出書等

平成21年10月

社団法人
大阪ビルメンテナンス協会
設 備 保 全 部 会

目 次

ページ	項 目
P-1.	目 次
P-2.	はじめに
P-3. ～60.	I. 消防設備編 (消防法、同施行規則、火災予防条例、その他) 「消防法規関連の各種届出等」
P-61. ～85.	II. 特定建築物編 (ビル管法関連) 「特定建築物及び各種届出等」
P-87. ～108.	III. 産業廃棄物編 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律関連) 「廃棄物処理法に関わる各種届出等」
P-109. ～129.	IV. 除害施設編 (下水道法関連) 「公共下水使用に関する各種届出等」 「PCB廃棄物の保管に関する届出等」
P-131.	引用・参考文献

1. はじめに

近年、企業不祥事が相次ぎ、改めて企業の倫理・モラル・信用が問われています。企業の不祥事が大きく取り上げられている背景には、企業から「道德心」や「コンプライアンス」に対する意識が希薄となってきたこと、業界特有の慣行・慣例が通用しなくなっていることなどが指摘されています。ビルメン業界においてもコンプライアンスは、必ずしも最優先の課題として捉えられていないのが現状ではないでしょうか？

ビルメンメンテナンス業界では、多くの法律に関わることからコンプライアンスに対する高い意識を持って業務に取り組むことが求められます。建物の維持管理に関わる諸官庁への届出等の業務は、法令順守の観点のみでなくお客さまから信頼を得る上でも重要な業務であり、法令自体が複雑化・多様化している状況にあることから関係者にとって頭を痛めることのひとつではないでしょうか。

建物の維持管理に関係の深い諸法令の改正が進む中で、当設備保全部会では、平成19年3月建築基準法、電気事業法等の関係諸法令の改正を受けて、特殊建築物、建築及び昇降機設備の定期報告書等の諸官庁届出に関する冊子「技術レポート24：建築物の竣工から解体までの関係諸法令等に関わる諸官庁届出書等 その1」を刊行、平成20年10月には、電気事業法・労働安全衛生法及び同施行規則・改正省エネ法等の諸官庁届出に関する冊子「技術レポート27：同 その2」を刊行致しました。

今回はその第3弾として、消防法、ビル管法、産業廃棄物等の関係諸法令にスポットをあて、諸官庁届出等に関する冊子「技術レポート30：同 その3」を刊行致します。消防法及び同施行規則・ビル管法・産業廃棄物処理等に関する諸官庁への届出書類に着目し、Webサイトに公示・掲載されている諸官庁届出・報告書用紙の中で主要なものを収集し、整理致しました。

諸官庁への届出書を作成するときに、手引き書として活用頂ければ幸いです。

以上

I . 消防設備編

(消防法、同施行規則、火災予防条例、その他)

「消防関係法規の仕組みと各種届出等」

P-4～5……1. 消防関係法規について

P-6～7……2. 防火管理と防災管理

P-8～9……3. 防火対象物の用途区分表(消防法施行冷別表第一)

P-10～11……4. 申請・届出の期日

P-12～14……5. 届出・申請書等様式一覧

P-15～40……●各種様式参考例(1)・・(政令関係)

P-41～48……●各種様式参考例(2)・・(条令関係)

P-49～60……●各種様式参考例(3)・・(火災とまぎらわしい行為等)

(水道断水等、道路工事届出)

(指定風道、少量・指定可燃物)

(その他)、(救急関係)

1.消防関係法規について

人の生活または生産活動の場としての建物における火災の発生を防ぎ、人の生命と財産の安全確保を目的として制定されている各法令が建築基準法と消防法です。

建築基準法では、建築物の設置環境と構造自体に主眼をおき、火災に強い建築物の建設と、延焼拡大を防止するための規制を行い、**消防法**では、建築物で発生した火災の早期発見・消火と避難方法に関する施設の設置とその運用についての規制を主眼として、両方が車の両輪として機能することにより火災の防止と被害の縮小を図っています。

建築基準法の規制：建築物の設置環境・建築物の構造 ⇒ 火災に強い建築物構築、延焼拡大防止

消防法の規制：火災の早期発見・消火避難方法・施設 ⇒ 消防・避難設備設置、避難路確保、消火活動の障害除去

1. 1消防関係法令の仕組み

わが国の法体系は規律(法)が基本であり、政令、省令で詳細な内容を規制している。そしてこの内容に基づいて自治体が条例を定めている。

1) 消防関係法規等

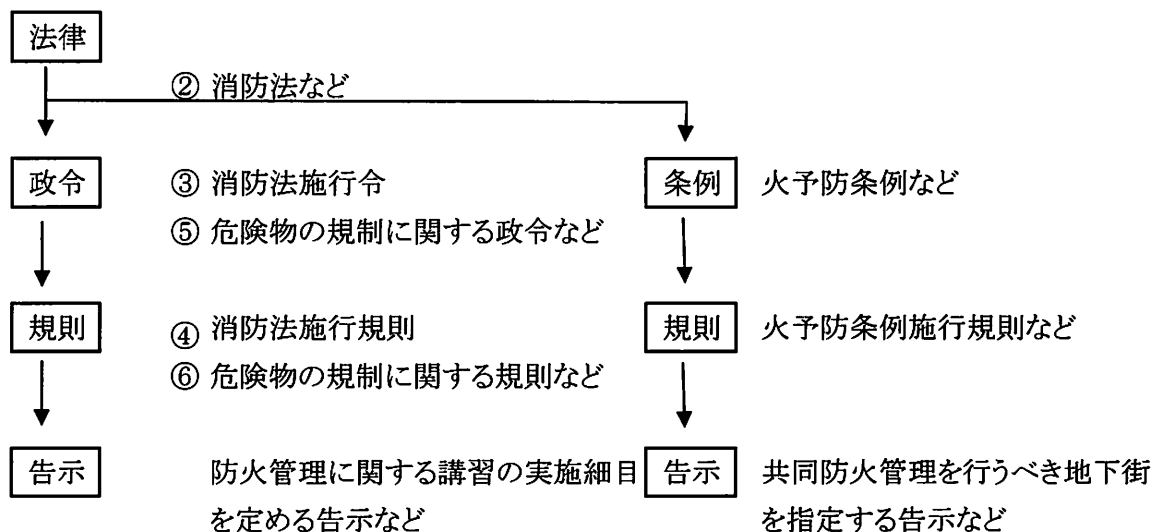
- ① 消防組織法
- ② 消防法
- ③ 消防法施行令
- ④ 消防法施行規則
- ⑤ 危険物の規制に関する政令
- ⑥ 危険物の規制に関する規則

* 危険物の試験及び性状に関する省令

* 危険物の規制に関する政令別表一及び同令別第二の自治省令で定める物質及び数量を指定する省令

* 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示

2) 法体系



3) 危険物取扱者に関係の深い法規

上記の「消防法」、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」、「危険物の試験及び性状に関する省令」が試験に関係が深い。

4) 消防組織法

火災現場で消火活動をする消防の組織を定めたものである。危険物の製造、貯蔵、取り扱いでは「許可」「届出」など様々な手続きが必要となる。

(1) 消防の国家機関

消防庁(基本的な事務機関)→消防庁長官

(2) 自治体の消防機関

市町村は次の機関の全部又は一部を設けなければならない。

市町村(市町村長)→消防本部(消防長)→消防職員

→消防署(消防署長)→消防職員

→消防団(消防団長)→消防団員

5) 救急業務(救急隊)と消防の関係

消防法に定められている。

2.防火管理と防災管理

2. 1. 防火管理とは

火災の発生を防止するため、また、万一火災が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、消防計画を作成し、実行することです。

消防法により建物の管理権原者(所有者など)は、防火管理者を定め、防火管理業務を行わなければならないとされています。

1) 防火管理者を選任しなければならない防火対象物

①火災発生時に自力非難することが著しく困難なものが入所する社会福祉施設等(避難困難施設)がある建物は、建物全体の収容人員が10人以上のものが該当します。

②劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院・雑居ビルなど不特定多数の人が出入りする建物を「特定防火対象物」といい、建物全体の収容人員が30人以上のものが該当します。(前項①を除く)

③共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などを「非特定防火対象物」といい、建物全体の収容人員が50人以上のものが該当します。

区分	甲種防火対象物							乙種防火対象物	
用途	避難困難施設	◎を除く特定防火対象物	非特定防火対象物	新築の工事中の建築物			建造中の旅客船	◎を除く特定防火対象物	非特定防火対象物
建物全体の延べ面積等	すべて	300㎡以上	500㎡以上	地階を除く階数が11以上かつ10,000㎡以上	50,000㎡以上	地階の床面積の合計が5,000㎡以上	甲板数が11以上	300㎡未満	500㎡未満
建物全体の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上	50人以上				30人以上	50人以上
選任資格	甲種防火管理者							甲種又は乙種防火管理者	

2) 防火管理者とは

消防設備や火気設備等の点検、整備のできる管理的又は監督的な地位にある人で、法令で定める講習を受講した人等をいいます。もちろん、所有者自らになることもできます。

3) 防火管理者の業務

- ・ 消防計画の作成
- ・ 消火、通報および避難の訓練の実施
- ・ 消防用設備等の点検及び整備
- ・ 火気の使用又は取り扱いに関する監督
- ・ 避難又は防火上必要な構造および設備の維持管理
- ・ 収容人員の管理
- ・ その他防火管理上必要な業務

4) 防火管理資格講習・再講習

防火管理者には、防火管理者(甲種・乙種)資格講習の受講並びに甲種の資格を所有者は、再講習受講が義務付けられています。

5) 消防機関への届出等

- ① 防火管理者を選任・解任した場合。
- ② 消防計画を作成または変更した場合。

2. 2. 防災管理とは

1) 平成21年6月1日から施行

一定の規模の防火対象物に、大規模地震等に対応した自衛消防組織の設置、防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画の作成等が義務となりました。

(石油コンビナート等災害防止法によるものとは異なる制度です。)

2) 自衛消防組織の役割

自衛消防組織は、火災時やその他の災害時において、消防計画等においてあらかじめ定められた分担により、以下の業務を行う。

- ① 火災の初期段階における消火活動に関する業務
- ② 情報の収集・伝達と消防用設備の監視等に関する業務
- ③ 在館者が避難する際の誘導に関する業務
- ④ 救出や救護に関する業務

自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の班長は自衛消防業務講習受講者などの有資格者を配置してください。

3) 消防機関への届出等

- ① 自衛消防組織設置・変更の届出
- ② 防災管理者の選任・解任の届出
- ③ 防災管理に係る消防計画作成または変更の届出
- ④ 防災管理点検の報告

4) 自衛消防組織及び防災管理者を置かなければならない防火対象物

① 消防法施行令別表第一に掲げる以下の用途に供される防火対象物で、規模の要件のいずれかに該当するもの

用 途
1項から17項のうち、共同住宅等(5項口)、格納庫等(13項口)、倉庫(14項)を除く全ての用途
規 模
階数が4階以下の防火対象物は、延べ面積5万㎡以上
階数が5階以上10階以下の防火対象物は、延べ面積2万㎡以上
階数が11階以上の防火対象物は、延べ面積1万㎡以上

② ①に掲げる用途に供される部分が存する複合用途防火対象物(16項)で、①の部分の延べ面積の合計が①の規模の要件のいずれかに該当するもの(階数については、①の用途に供される部分の最も高い部分の階数で判断する。)

③ 延べ面積1,000㎡以上の地下街(16項の2)

5) 防災管理者とは

甲種防火管理講習に加えて防災管理講習を修了した者等で、防災管理に係る消防計画を作成するとともに、避難訓練の実施、その他、防災管理上必要な業務を行わなければなりません。

6) 防災管理点検とは

防災管理対象物のすべての管理権原者は、防災管理点検資格者に防災管理上必要な業務等について、毎年1回定期的に点検させ、その結果を消防長又は消防所長に報告することが義務付けられました。

3. 特定防火対象物区分表

区分		特定	用途等
(1)	イ	●	劇場、映画館、演劇場、観覧場
	ロ	●	公会堂、集会場
(2)	イ	●	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの
	ロ	●	遊技場、ダンスホール
	ハ	●	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く)、その他これに類するものとして総務省令(規則5条1項)で定めるもの
(3)	イ	●	待合、料理店、その他これに類するもの
	ロ	●	飲食店
(4)		●	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗・展示場
(5)	イ	●	旅館、ホテル、宿泊所、その他これに類するもの
	ロ		寄宿舎、下宿、共同住宅
(6)	イ	●	病院、診療所、助産所
	ロ	●	<自力避難困難者が入所する社会福祉施設> ・老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入所させるものに限る)、介護老人保健施設 ・救護施設 ・乳児院 ・知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、重症心身障害児施設、障害支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る) ・老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業(いわゆる認知症高齢者グループホーム)を行う施設 ・短期入所(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る)または共同生活介護事業(主として障害の程度が重い者)を行う施設
	ハ	●	<自力避難困難者が入所する社会福祉施設以外の社会福祉施設> 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入所させるものを除く)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る)、肢体不自由児施設(通所施設に限る)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項もしくは第五項に規定する老人デイサービス事業もしくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項もしくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援もしくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く)
	ニ	●	幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校
(7)			小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修大学、各種学校、その他これに類するもの
(8)			図書館、博物館、美術館、その他これに類するもの
(9)	イ		公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これに類するもの
	ロ		イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)			車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場(旅客の乗降または待合用に供する建築物に限る)
(11)			神社、寺院、教会、その他これらに類するもの

(12)	イ		工場、作業場
	ロ		映画スタジオ、テレビスタジオ
(13)	イ		自動車車庫、駐車場
	ロ		飛行機または回転翼航空機の格納庫
(14)			倉庫
(15)			前各項に該当しない事業場
(16)	イ	●	複合用途防火対象物のうち、その一部が、(1)～(4)項、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるもの
	ロ		イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)		●	地下街
(16の3)		●	建築物の地階((16の2)項に掲げられるものの各階を除く)で連続して地下道に面して設けられたものとその地下道とを合わせたもの((1)～(4)項、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分があるものに限る)
(17)			文化財保護法の規定により、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡もしくは重要な文化財として指定され、または旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物
(18)			延長≥50mのアーケード
(19)			市町村長の指定する山林
(20)			総務省令で定める舟車

アドバイス ・●印は「特定防火対象物」に該当。(消防施行令第34条の4)

- ・「特定防火対象物」は上記表のように多数の者が出入りするもので政令で定めるもの(消防法第17条の2の5第2項4号)
- ・(16の3)項は、通称「準地下街」といわれている。
- ・(6)項ロに該当する共同生活介護事業(主として障害の程度が重い者)を行う施設とは障害程度区分4以上の者が、全入所者の8割を越えている場合をいう。

4. 申請・届出の期日

●法令関係等

申請・届出等の内容	届出等の期日	申請・届出様式
防火管理者を選任(解任)したとき	選任・解任後遅滞なく	別記様式第1号の2の2
消防計画を作成(変更)したとき	作成し変更したとき	別記様式第1号の2
※注1 共同防火管理協議事項届出	共同防火管理の協議事項を定めたとき、又は変更したときは、遅滞なく	様式は市町村により内容が異なりますので、確認が必要です。
※注2 消防訓練及び避難訓練実施の通報	特定防火対象物で消火訓練及び避難訓練を実施するとき	
※注3 消防訓練実施結果報告書	消防訓練実施後	
圧縮アセチレンガス、液化石油ガスの貯蔵又は取扱い	あらかじめ	様式第1
無水硫酸、生石灰、毒物、劇物の貯蔵又は取扱い		
危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとするとき	変更しようとする10日前まで	様式第16
危険物施設の用途を廃止したとき	用途を廃止後遅滞なく	様式第17
保安監督者の選任(解任)したとき	選任・解任後遅滞なく	様式第20号
消防用設備等を設置しようとするとき(着工届)	工事に着手日の10日前まで	別記様式第1号の7
消防用設備等を設置したとき(設置届)	工事が完了した日から4日以内	別記様式第1号の2の3

※注1 共同防火管理協議事項届出、消防訓練及び避難訓練実施の通報、消防訓練実施結果報告書等は、様式は市町村により内容が異なります。

●火災予防条例関係

届出の内容	届出期日	届出様式
防火対象物使用開始(変更)届出書	使用開始する前の7日前まで	様式第2号
防火対象物棟別概要追加書類	使用開始する前の7日前まで	様式第3号
火を使用する設備の設置	設置又は変更日の5日前まで	様式第4号
又は変更(炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備等)		
発電・変電・蓄電池設備の設置又は変更	設置又は変更日の5日前まで	様式第6号
	ただし、発電設備に係る届出は3日前まで	
ネオン管灯設備の設置又は変更	設置又は変更日の5日前まで	様式第7号
水素ガスを充てんする気球の設置又は変更	設置又は変更日の5日前まで	様式第8号
火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為	実施の前日まで	様式第9号

届出の内容	届出期日	届出様式
煙火(がん具用煙火除く)の打上げ又は仕掛け	行為を行う3日前まで	様式第10号
劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催		様式第11号
水道の断水又は減水		様式第12号
消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事		様式第13号
指定洞道等(新規・変更)		様式第14号
少量危険物・指定可燃物の貯蔵・取扱い 開始		様式第15号
少量危険物・指定可燃物の貯蔵・取扱い 廃止	貯蔵、取扱いを廃止するとき	様式第16号
少量危険物等のタンク検査申請	タンク検査を申請するとき	様式第17号

●危険物規制規則関係

申請・届出等の内容	届出等の期日	届出様式
危険物の仮貯蔵・仮取扱い	貯蔵又は取り扱おうとする3日前まで	第 1号様式 (正) (副)
危険物施設での軽微な変更	工事を行おうとする5日前まで	第 6号様式 (正) (副)
危険物施設での軽微な変更工事の作業明細	軽微な変更届出と同時	第 7号様式
危険物施設の仮使用承認申請 作業明細	仮使用承認申請時と同時	第 8号様式
タンク検査済証(正・副)の再交付	再交付を申請するとき	第17号様式
危険物製造所等における災害発生の届出	危険物による災害発生後	第18号様式
危険物製造所等の使用を3月以上休止する	休止又は使用を再開しようとするとき(事前に)	第19号様式
危険物製造所等を休止後、その使用を再開する		
危険物製造所等における危険作業	危険作業をしようとするとき(事前に)	第20号様式 (正) (副)
危険物製造所等設置者の氏名・名称・住所変更	変更後、遅滞なく	第21号様式
許可申請等の取下げ	許可申請等を取り下げるとき	第22号様式
完成検査合格証明の申請	移動タンク貯蔵所について完成検査に合格したことの証明を受けようとするとき	第23号様式

5. 届出・申請書等様式一覧

下記は、消防法、同施行規則、火災予防条例等に基づく、消防署への届出事項のうち、施設(設備)管理業務に関わりのある届出書の代表例を取りまとめ掲載いたしました。詳細につきましては、インターネットにて「消防署届出書一覧」を検索されることを推奨いたします。

●政令関係(消防法関係)

No.	様式名	様式	根拠法令		備考
			消防法	同施行規則	
1	防火管理者選任(解任)届出書	第1号の2の2	法第8条	規則第4条	
2	消防計画作成(変更)届出書	第1号の2	法第9条	規則第3条	
3	共同防火管理協議事項届出書	様式第1号		規則第2条	※注1
4	消火・避難訓練等通知書	様式第9号		規則第9条	※注1
5	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書	様式第1	法第9条	危規則第1条の5	
6	液化石油ガス設備工事届書	様式第48	第88条		※要資料
7	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	別記様式第1～第3	第17条		※要資料 ※注2
8	地下タンク等点検結果報告	様式16		危規則16条	※注1
9	防火対象物点検報告特例認定申請書	様式第1号の2の2の2	法第8条の2の3	規則第4条の2の8	※要資料
10	防火対象物点検結果報告書	別記様式第1、2の1～4、第10号の1～3	法第8条の2の2		※要資料 ※注3
11	防火自主点検結果報告届	第1号、第2別その1～8、第3			※要資料 ※注1
12	管理権原者変更届	様式第1号2の2の3	法第8条の2の3		
13	特例適用申請書	様式第6号		施行令第32条	※注1

※ 注1は、告示によるため、様式は市によって異なります。

※ 注2は、平成16年消防庁告示第6号別記様式第1～第3を示す。

※ 注3は、平成14年消防庁告示第8号別記様式第1、2の1～4を示す。

※ 要資料は、所定様式以外に添付資料等が必要です。

●条例関係(火災予防条例関係)

No.	様式名	様式	根拠法令		備考
			消防法	予防条例	
1	禁止行為の解除申請書	様式12号		第16条、条例23条	
2	防火対象物使用開始届出書	第4号様式		第12条	
3	炉設置届出書	第5号様式		第13条	
	厨房設備設置届出書				
	温風暖房機設置届出書				
	ボイラー設置届出書				
	給湯湯沸設備設置届出書				
	乾燥設備設置届出書				
	サウナ設備設置届出書				
	ヒートポンプ冷暖房機設置届出書				
	火花を生ずる設備設置届出書				
	放電加工機設置届出書				
4	発電設備設置届出書	第6号様式		第13条	
	変電設備設置届出書				
	蓄電池設備設置届出書				
5	ネオン管灯設備設置届出書	第7号様式		第13条	
6	水素ガスを充てんする気球の設置届出	第8号様式		第13条	

●＜火災とまぎらわしい行為等＞

No.	様式名	様式	根拠法令		備考
			消防法	規則・予防条例	
1	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書	第9号様式		第14条及び条例45条	
2	煙火打ち上げ仕掛け届出書	第10号様式		第14条及び条例45条	
3	催物開催届出書	第11号様式			

●＜水道断水等、道路工事届出＞

No.	様式名	様式	根拠法令		備考
			消防法	規則・予防条例	
1	水道断水減水届出書	第12号様式		第14条及び条例45条	
2	道路工事届出書	第13号様式		45条	

●＜指定洞道、少量危険物、指定可燃物＞

No.	様式名	様式	根拠法令		備考
			消防法	規則・予防条例	
1	指定洞道等届出書(新規・変更)	第14号様式		第15条及び条例45条	
2	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書	第15号様式		第16条及び条例46条	
3	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書	第16号様式			

●＜その他＞

No.	様式名	様式	根拠法令		備考
			消防法	規則・予防条例	
1	指導員の派遣依頼書				

●救急関係

No.	様式名	様式	根拠法令		備考
			消防法	同施行規則	
1	一般救急法指導申込書	—			1
2	普通救命講習申込書及び受講者名簿	—			2

※消防計画等(参考)

No.	様式名	様式	根拠法令		備考
			消防法	規則・予防条例	
1	小規模対象物Ⅰ消防計画作成例	※	法第8条2		
2	中規模用消防計画作成例	※	〃		
3	共同住宅用消防計画作成例	※	〃		
4	共同防火管理協議事項	※	法第8条2の1		

※本編は、大阪市の政令・条例関係の届出様式のみ掲載致しました、火災予防条例等の各届出様式の詳細、並びに各消防計画作成例については、下記のホームページをご参照下さい。

http://www.city.osaka.lg.jp/shimin_top/category/1347-3-0-0-0.html

<http://www.senryakukaigi.net/related.php?url=消防計画書>

各種様式参考例（１）

●政令関係(消防法関係).....P16～40

第1号の2の2.....防火管理者選任(解任)届出書
第1号の2.....消防計画作成(変更)届出書
様式第1号.....共同防火管理協議事項届出書
様式第9号.....消火・避難訓練等通知書
様式第1.....圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書
様式第48.....液化石油ガス設備工事届書
別記様式第1～第3.....消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書

※1注 設備毎の点検表を除く

様式16.....地下タンク等点検結果報告
様式第1号の2の2の2.....防火対象物点検報告特例認定申請書
別記様式第1、2の1～4.....防火対象物点検結果報告書

第10号の1～3

第1号.....防火自主点検結果報告届

第2別 その1～8、第3

※2注 No.10項と様式が同様のものの除き、様式第1号、第3号のみ添付

様式第1号2の2の3.....管理権原者変更届
様式第6号.....特例適用申請書

防火管理者選任（解任）届出書

消防署長 殿										年		月		日			
届出者																	
住 所																	
氏 名																	
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)																	
下記のとおり防火管理者を選任（解任）したので届け出ます。																	
防火対象物	所在地																
	名称		電話 ()														
	用途				令別表第 1 () 項				收容人員								
	種 別		甲種・乙種		管 理 権 原		単一権原 ・ 複数権原										
	区 分				名 称		用 途				収 容 人 員						
	※ 消防法施行令第 2 条 を適用するもの																
	※ 消防法施行令第 3 条 第 3 項を適用するもの																
防火管理者	選 任	氏 名 ・ 生 年 月 日		年 月 日 生													
		住 所															
		選 任 年 月 日		年 月 日													
		職 務 上 の 地 位															
		資 格	講 習	講習機関													
				種 別		甲種 (新規講習 ・ 再講習) ・ 乙種											
				修了年月日		年 月 日											
			その他	令第 3 条第 1 項第 号 ()													
				規 則 第 2 条第 号 ()													
		解 任	氏名・生年月日		年 月 日 生												
			住 所														
			解 任 年 月 日		年 月 日												
解 任 理 由																	
そ の 他 必 要 事 項																	
※※ 受 付 欄														※※ 経 過 欄			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ※印の欄は、消防法施行令第 2 条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第 1 条の 2 の防火対象物ごとに、消防法施行令第 3 条第 3 項を適用するものにあつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。

3 消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項第 2 号及び第 3 号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。

4 消防法施行令第 3 条第 2 項を適用するものにあつてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。

5 ※※印の欄は、記入しないこと。

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日	
殿 防火管理者 住 所 氏 名 ㊟ 管理権原者 住 所 氏 名 ㊟ 	
別添のとおり消防計画作成（変更）したので届け出ます。	
防 火 対 象 物 の 所 在 地	
防 火 対 象 物 の 名 称 (変更の場合は、変更後の名称)	
防 火 対 象 物 の 用 途 そ の 他 必 要 事 項 (変更の場合は、変更後の名称)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は記入しないこと。

第 1 号様式(第 2 条関係)

共同防火管理協議事項届出書

年 月 日			
消防署長 あて			
届出者(協議会代表者)			
住 所 (電話 番)			
氏 名			
別添のとおり、共同防火管理協議事項を作成したので届け出ます。			
協 議 会 の 名 称			
協 議 会 事 務 所 の 所 在 地			
防 火 対 象 物 の 種 類	1 高層建築物(階) 2 単項の特定防火対象物(階) 3 複合用途防火対象物(階) 4 地下街・準地下街		
協 議 事 項 の 種 類	1 新規 2 変更(変更の理由)		
協 議 会 代 表 者	事業所名	職	氏名
統 括 防 火 管 理 者	事業所名 (電話)	職	氏名
	住所(自宅)		防火管理者の資格 甲・乙
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
- 2 協議事項を添付してください。
- 3 協議事項を変更したときは、速やかに届け出てください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。

第9号様式（第9条関係）

消 火 ・ 避 難 訓 練 通 知 書

年 月 日			
消防署長 あて			
防火管理者 氏 名			
防火対象物名		業 態	
所 在 地	（電話 番）		
訓 練 日 時	年 月 日	訓練責任者	
	時 分 ～ 時 分	参加人数	人
訓 練 種 別	☐ 総合訓練（消火、通報及び避難誘導訓練を連携して行なう場合）		
	☐ 部分訓練（ ☐ 消火訓練 ☐ 通報訓練 ☐ 避難誘導訓練）		
使 用 機 材			
訓 練 概 要			
そ の 他 特 記 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 訓練種別の欄は、総合訓練又は部分訓練のいずれかに該当する項目の□にレ点を記入し、部分訓練を選んだ場合は、さらに、実施する訓練のいずれかの項目の□にレ点を記入してください。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

平成 年 月 日				
殿				
届出者 住 所 _____（電 話 _____）				
氏 名 _____ 印				
事務所の所在地及び名称	所 在 地			
	名 称			
貯蔵し、又は取り扱う 倉庫、施設等の名称	貯蔵し、又は取り扱う 倉庫、施設等の構造等の概要	貯蔵し、又は取り扱う 物 質 の 名 称	最大貯蔵数量又は 最大取扱数量 (kg)	消 火 設 備 の 概 要
物質に対する処理剤の 種 類 及 び 保 有 量	種 類	保 有 量		対 象 物 質
貯 蔵 又 は 取 扱 開 始 （ 廃 止 ） 予 定 年 月 日				
緊 急 時 の 連 絡 先	昼 間	（電話 _____）		
	夜 間・休 日	（電話 _____）		
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3. 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸着剤をいう。
4. ※印の欄は、記入しないこと。
5. 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

× 整理番号	
× 受理番号	年 月 日

液化石油ガス設備工事届書

平成 年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

印

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 3 の
規定により、次のとおり届け出ます。

工 事 に 係 る 供 給 設 備 又 は 消 費 設 備 の 所 在 地	
当 該 設 備 の 所 有 者 又 は 占 有 者 の 氏 名 又 は 名 称	
当 該 設 備 の 使 用 目 的	
貯 蔵 設 備 の 貯 蔵 能 力	
工 事 の 内 容	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書										
年 月 日										
殿										
届出者										
住 所										
氏 名 ㊞										
電話番号										
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条3の3の規定に基づき報告します。										
記										
防火対象物	所在地									
	名称									
	用途									
	構造・規模	造 地上		階 地下		階				
		床面積		m ²		延べ面積		m ²		
点検期間		年 月から 年 月まで（ 年 月から 年 月まで ）								
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等										
点検票		別添のとおり								
点検者	住所									
	氏名									
	点検資格	消防設備士	種類等	交付知事	交付年月日		講習受講状況			
			甲・乙種類	都道府県	交付番号		受講地	受講年月		
					年 月 日	都道府県	年 月			
					第 号					
	消防設備点検資格者	種類	交付年月日		再講習受講状況					
			交付番号		受 講 年 月					
			年 月 日	年 月						
			第 号							
※ 受付欄		※ 経過欄				※ 備考				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 点検者が複数の場合は、別紙に記入し、添付すること。
3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
4 ※印欄は、記入しないこと。
5 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること。

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その1)

名 称			防 火 管 理 者	⑩	
所 在 地			点検実施 責 任 者		
点検種別	機器点検・総合点検・（設 備等設置維持計画による 点検）	点検年月日	年 月 日 ～ 年 月 日		
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者	
	判 定	不良内容			
	良・不良			⑩	
	良・不良			⑩	
	良・不良			⑩	
	良・不良			⑩	
	良・不良			⑩	
	良・不良			⑩	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			印
	良・不良			印
	良・不良			印
	良・不良			印
	良・不良			印
	良・不良			印
	良・不良			印
	良・不良			印
	良・不良			印
	良・不良			印
	良・不良			印

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第3

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検一覧表

点 検 者							設 備 名
住 所							
氏 名				電話番号			
資 格	消 防 設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況		
				交 付 番 号	受 講 地	受 講 年 月	
		甲・乙 種 類	都道府県	年 月 日	都道府県	年 月	
				第 号			
	消防設備点検資格者	種 類		交付年月日	再講習受講状況		
				交 付 番 号	受 講 年 月		
		特 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
		第 1 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
	第 2 種		年 月 日	年 月			
			第 号				
住 所							
氏 名				電話番号			
資 格	消 防 設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況		
				交 付 番 号	受 講 地	受 講 年 月	
		甲・乙 種 類	都道府県	年 月 日	都道府県	年 月	
				第 号			
	消防設備点検資格者	種 類		交付年月日	再講習受講状況		
				交 付 番 号	受 講 年 月		
		特 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
		第 1 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
	第 2 種		年 月 日	年 月			
			第 号				
住 所							
氏 名				電話番号			
資 格	消 防 設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況		
				交 付 番 号	受 講 地	受 講 年 月	
		甲・乙 種 類	都道府県	年 月 日	都道府県	年 月	
				第 号			
	消防設備点検資格者	種 類		交付年月日	再講習受講状況		
				交 付 番 号	受 講 年 月		
		特 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
		第 1 種		年 月 日	年 月		
				第 号			
	第 2 種		年 月 日	年 月			
			第 号				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 住所、電話番号の欄は、点検者が法人に属する場合は、所属会社の住所、電話番号を記入すること。

3 資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の区分、種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習（再講習）受講年月日を記載すること。

地下タンク等定期点検実施結果報告書

平成 年 月 日						
様						
点検実施業者						
消防法第14条の3の2に基づく、地下タンク地下埋設配管の異常の有無を確認しましたので、次の通り報告いたします。						
危険物施設	事業所名					
	所在地					
	政令区分	製造所、	給油取扱所、	地下タンク貯蔵所、	一般取扱所	
点検実施者	氏名					
	講習終了証番号	第 号	第 号	第 号	第 号	
	危険物取扱者免状	種第 類第 号	種第 類第 号	種第 類第 号	種第 類第 号	
点検実施年月日						
点検対象設備	地下タンク容量 (品目)		点検実施設備			
	①	KL ()	タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管・検知層			
	②	KL ()	タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管・検知層			
	③	KL ()	タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管・検知層			
	④	KL ()	タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管・検知層			
	⑤	KL ()	タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管・検知層			
点検方法	試験の別	加圧試験 (KPa)		微減圧試験 (KPa) その他		
	(圧力試験)	微加圧試験 (KPa)		直接法 (目視 ・ 非破壊検査)		
	測定時間	実 測 分 (分)				
判定基準						
点検結果	①タンク圧力変動値	②タンク圧力変動値	③タンク圧力変動値	④タンク圧力変動値	⑤タンク圧力変動値	
	KPa	KPa	KPa	KPa	KPa	
	%	%	%	%	%	
	G値 T値 P値	G値 T値 P値	G値 T値 P値	G値 T値 P値	G値 T値 P値	
	異常あり 異常なし	異常あり 異常なし	異常あり 異常なし	異常あり 異常なし	異常あり 異常なし	
	配管圧力変動値	配管圧力変動値	配管圧力変動値	配管圧力変動値	配管圧力変動値	
	KPa	KPa	KPa	KPa	KPa	
	%	%	%	%	%	
	G値 T値 P値	G値 T値 P値	G値 T値 P値	G値 T値 P値	G値 T値 P値	
	異常あり 異常なし	異常あり 異常なし	異常あり 異常なし	異常あり 異常なし	異常あり 異常なし	
SFタンク・FFタンク	SFタンク・FFタンク	SFタンク・FFタンク	SFタンク・FFタンク	SFタンク・FFタンク		
の検知層圧力変動値	の検知層圧力変動値	の検知層圧力変動値	の検知層圧力変動値	の検知層圧力変動値		
%	%	%	%	%		
異常あり 異常なし	異常あり 異常なし	異常あり 異常なし	異常あり 異常なし	異常あり 異常なし		
点検済証番号						
計測データ						
立会い者氏名			危険物取扱者免状	種第 類	号 ・ 無	
点検済証添付位置						
備考欄						

備考 1. 点検実施設備欄中タンクと同時に試験実施した配管には○印、別に実施した配管、検知層には□印をつけること。

2. 異常ありの場合は備考欄に点検で判明した事項を記入すること。

3. この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

防火対象物点検報告特例認定申請書

年 月 日

消防署長 殿

申請者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

下記のとおり、消防法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき申請します。

記

防 火 対 象 物	所在地			
	名 称			
	用 途		令別表第一（ ）項	
	収容人員		管理権原	単一権原 ・ 複数権原
	消防法施行令第2条を適用するもの	名 称	用 途	収 容 人 員
申請者が防火対象物の管理を開始した年月日	年 月 日			
前回の特例認定年月日	年 月 日			
その他必要な事項				
※ 受付欄			※ 経過欄	

備考 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1

防火対象物点検結果報告書									
年 月 日									
消防署長 殿									
届出者									
住 所									
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)									
氏 名 ⑩									
電話番号									
下記のとおり防火対象物の点検を実施し、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。									
記									
防火対象物	所在地								
	名称								
	用途							令別表第一 () 項	
	構造・規模	造		地上		階		地下	
		床面積		㎡		延べ面積		㎡	
点検実施日		年 月 日							
点検票		別添のとおり							
消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用			☐ 有		☐ 第1号		☐ 第2号		
			☐ 無						
点検者	住所								
	氏名								
	免状	講習機関	免状交付年月日		免状交付番号		再講習受講年月日		
		年 月 日		第 号		年 月 日			
※ 受付欄			※ 経過欄				※ 備考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、当該規定が適用される場合は「有」の□にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の□にレ点を記入すること。なお、「有」の場合において、同項第1号の規定が適用される場合は、「第1号」の□にレ点を記入し、同項第2号の規定が適用される場合は「第2号」の□にレ点を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第2

防 火 対 象 物 点 検 票

防 火 管 理 者		⑩				
立 会 者		⑩				
点 検 年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日				
防 火 管 理 維 持 台 帳		記録の有無 ☐ 有・ ☐ 一部有・ ☐ 無			保存の有無 ☐ 有・ ☐ 一部有・ ☐ 無	
防 火 対 象 物 の 概 要	階 別 概 要 ・ 号 棟	事項	用 途	床 面 積	点検する部分の 床面積	備 考
		階別				
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		合計		m ²	m ²	
備 考						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 防火管理維持台帳の欄は、該当する□にレ点を記入すること。
- 3 防火対象物の概要が欄に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
届 出	防火管理者選任（解任）	☐ 適		
		☐ 否		
	消防計画作成（変更）	☐ 適		
		☐ 否		
	自衛消防の組織	☐ 適		
		☐ 否		
	火災予防上の自主検査	☐ 適		
		☐ 否		
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	☐ 適		
		☐ 否		
	避難施設の維持管理及びその案内	☐ 適		
		☐ 否		
	防火上の構造の維持管理	☐ 適		
		☐ 否		
	収容人員の適正化	☐ 適		
		☐ 否		
	防火上必要な教育	☐ 適		
		☐ 否		
	消火、通報及び避難訓練	☐ 適		
		☐ 否		
	消火活動、通報連絡及び避難誘導	☐ 適		
		☐ 否		
	消防機関との連絡	☐ 適		
		☐ 否		
	工事中の火気使用又は取扱いの監督	☐ 適		
		☐ 否		
	防火管理に関し必要な事項	☐ 適		
		☐ 否		
	防火管理業務の一部委託	☐ 適		
		☐ 否		
	権原の範囲	☐ 適		
		☐ 否		
	物 地震防災対策強化地域に所在する防火対象	☐ 適		
		☐ 否		
	情報等の伝達	☐ 適		
		☐ 否		
	避難誘導	☐ 適		
		☐ 否		
	施設及び設備の点検及び整備	☐ 適		
		☐ 否		
	応急対策	☐ 適		
		☐ 否		
	防災訓練	☐ 適		
		☐ 否		
	教育及び広報	☐ 適		
		☐ 否		
	防火管理者	☐ 適		
		☐ 否		
	消火訓練及び避難訓練の実施回数	☐ 適		
		☐ 否		
	消火訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への通報	☐ 適		
		☐ 否		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。

4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その3)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
共同 防 火 管 理 協 議 事 項	作 成	☐ 適			
		☐ 否			
	届 出	☐ 適			
		☐ 否			
避難上必要な施設及び防 火戸の管理		☐ 適			
		☐ 否			
防災物品の表示		☐ 適			
		☐ 否			
圧縮アセチレンガス等の 貯蔵又は取扱いの届出		☐ 適			
		☐ 否			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際、措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その4)

点 検 項 目		法第17条 の2の5第1 項の適用	法第17条 の3第1項 の適用	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
				判 定	不 備 内 容	
消 防 用 設 備 等	消火器・簡易消火用具	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	屋 内 消 火 栓 設 備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	スプリンクラー設備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	水噴霧消火設備等	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	屋 外 消 火 栓 設 備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	動力消防ポンプ設備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	自動火災報知設備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	ガス漏れ火災警報設備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	漏 電 火 災 警 報 器	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	消防機関へ通報する 火 災 報 知 設 備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	非常警報器具・ 非 常 警 報 設 備	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	避 難 器 具	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	誘導灯・誘導標識	—	—	☐ 適 ☐ 否		
	消 防 用 水	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	排 煙 設 備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	連 結 散 水 設 備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	連 結 送 水 管	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	非常コンセント設備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		
	無線通信補助設備	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 適 ☐ 否		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法第17条第2項の規定に基づき定める消防用設備等の技術上の基準について、防火自主点検基準に定めた場合も記入すること。

3 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

4 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。

5 設置義務のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

6 水噴霧消火設備等とは、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいう。

(その5)

点 検 項 目		必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等の概要	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
消 防 用 設 備 等	令第29条の4第1項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等		☐ 適		
			☐ 否		

点 検 項 目		適用される 消防用設備等	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
消 防 用 設 備 等	令第32条の適用		☐ 適		
			☐ 否		

点 検 項 目		特殊消防用設備 等 の 概 要	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
特 殊 消 防 用 設 備 等	法第17条第3項の 特殊消防用設備等		☐ 適		
			☐ 否		

点 検 項 目		適用される消防用設備等 又は特殊消防用設備等	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
特 殊 消 防 用 設 備 等 又 は 消 防 用 設 備 等	設 置 の 届 出		☐ 適		
			☐ 否		
	消防機関の検査		☐ 適		
			☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その1)

点検項目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置	☐ 適		
			☐ 否		
		設備の管理	☐ 適		
			☐ 否		
	火器具等	器具の取扱い	☐ 適		
			☐ 否		
	火の使用制限等	喫煙等の制限	☐ 適		
			☐ 否		
		がん具用煙火の制限	☐ 適		
			☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その2)

点検項目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	貯蔵又は取扱い数量		☐ 適		
			☐ 否		
	火気の使用制限		☐ 適		
			☐ 否		
	漏れ、あふれ又は飛散の防	止	☐ 適		
			☐ 否		
	容器		☐ 適		
			☐ 否		
	少量	計器類に関する監視	☐ 適		
			☐ 否		
	危険物	タンク本体	☐ 適		
			☐ 否		
		配管	☐ 適		
			☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点検項目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	可 燃 性 液 体 類 等	火気の使用制限	☐ 適		
			☐ 否		
		漏れ、あふれ又は飛散の防止	☐ 適		
			☐ 否		
		容 器	☐ 適		
			☐ 否		
		計器類に関する監視	☐ 適		
			☐ 否		
	綿 花 類 等	タ ン ク 本 体	☐ 適		
			☐ 否		
		配 管	☐ 適		
			☐ 否		
		火気の使用制限	☐ 適		
			☐ 否		
		集 積 単 位	☐ 適		
			☐ 否		
	等	計 器 類 に 関 する 監 視 (廃棄物固化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合)	☐ 適		
			☐ 否		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第 1 号様式

防火自主点検結果報告書									
年 月 日									
消防署長 殿									
届出者									
住 所									
氏 名 ⑩									
電話番号									
下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、報告します。									
記									
防火対象物	所在地								
	名称								
	用途							令別表第一 () 項	
	構造・規模		造 地上 階 地下 階 ----- 床面積 m ² 延べ面積 m ²						
点 検 実 施 日			年 月 日						
点 検 票			別添のとおり						
点 検 者	防火管理者・ 点検資格者	住 所							
		氏 名							
		免 状	講習機関名	免 状 交 付 年 月 日	免 状 交 付 番 号	再講習受講年月日			
				年 月 日	第 号	年 月 日			
※受 付 欄			※経 過 欄			※備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 点検者欄は、防火管理者又は防火対象物点検資格者のどちらかを○で囲むこと。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

※ 防火自主点検票（その2）～（その8）の設備機器毎の点検票は、本編に添付していません。

防 火 自 主 点 検 票

防 火 管 理 者							印
立 会 者							印
点 検 年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日					
防 火 対 象 物 の 概 要	階 別 概 要 (号 棟)	事 項 階 別	用 途	床 面 積	点検する部分の床面積	備 考	
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		合計		m ²	m ²		
備 考							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 防火管理者欄は、別紙様式第 1 号の点検者が防火管理者の場合は省略することができる。
- 3 防火対象物の概要欄に記載できない場合は、別紙に記載し添付すること。

自主点検報告表示対象物管理簿

整理 番号	受付年月日	名 称	所 在 地	届 出 者 名	点検実施日	取り外し年月日	備考 (適・不適、取り外し理由等)
	番 号						
	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
	第 号						
	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
	第 号						
	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
	第 号						
	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
	第 号						
	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
	第 号						
	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
	第 号						
	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
	第 号						
	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
	第 号						
	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
	第 号						
	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
	第 号						

様式第1号の2の2の3（第4条の2の2の8関係）

管 理 権 原 者 変 更 届

年 月 日			
消防署長 殿		届出者	
		住 所	
		氏 名	
		印	
下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。			
記			
防 火 対 象 物	所 在 地		
	名 称		
	用 途		令別表第一（ ）項
変更前の管理権原者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
変更後の管理権原者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
防火対象物の特例認定を受けた年月日		年 月 日	
変 更 年 月 日		年 月 日	
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

消防用設備等設置の特例適用申請書

				年 月 日	
(あて先)				申請者	
				住 所 _____	
				氏 名 _____ ㊟	
次の防火対象物に係る消防用設備等の設置については、消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）第 3 2 条の規定に基づく特例適用を認められるよう申請します。					
特 例 適 用 の 区 分			免除 ・ 減免 ・ 代替設備 ・ その他（ ）		
防 火 対 象 物	所 在 地				
	名 称				
	用 途				
	構 造		耐 火 ・ 準 耐 火 ・ そ の 他		
	規 模		建 築 面 積	m ²	
			延 べ 面 積	m ²	
階 数			地下 階 ・ 地上 階		
特 例 適 用 の 消 防 用 設 備 等					
申 請 内 容 等					
※ 備 考					

- 備考 1 付近見取図、配置図、平面図（特例適用部分を明示）及び部分詳細図を添付すること。
- 2 代替設備等による特例適用申請のときは、その仕様書及び計画図を合わせて添付すること。
- 3 ※印「備考」の欄は記入しないこと。

各種様式参考例（2）

● 条例関係(火災予防条例関係)……………P42～48

様式12号……………禁止行為の解除申請書

様式第4号……………防火対象物使用開始届出書

様式第5号……………炉設置届出書

厨房設備設置届出書

温風暖房機設置届出書

ボイラー設置届出書

給湯湯沸設備設置届出書

乾燥設備設置届出書

サウナ設備設置届出書

ヒートポンプ冷暖房機設置届出書

火花を生ずる設備設置届出書

放電加工機設置届出書

様式第6号……………発電設備設置届出書

変電設備設置届出書

蓄電池設備設置届出書

様式第7号……………ネオン管灯設備設置届出書

様式第8号……………水素ガスを充てんする気球の設置届出

第12号様式(第16条関係)

年 月 日				
消防署長 殿				
申請者				
住 所				
氏 名				
印				
禁 止 行 為 の 解 除 申 請 書				
火災予防条例第23条第1項の規定による禁止行為について解除を受けたいので、申請します。				
防火対象物	所在地			
	名 称		用 途	
申 請 場 所	階		階の用途	
	場 所 の 用 途		内部仕上	
解除を受けようとする 内 容	種 類	喫煙、裸火の使用、危険物品の持込み		
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	理 由			
	内 容			
行 為 者	住 所			
	職 業			
	氏 名			
火災予防上講じた措置				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 指定場所の詳細図及び当該場所附近の概略図を添付すること。
2 ※印の欄は記入しないこと。

防火対象物使用開始届出書

年 月 日					
消防署長 殿					
届出者 住 所 (電話 番) 氏 名					
所在地	電話 番				
名 称		主要用途			
建 築 確 認 年 月 日			建 築 確 認 番 号	第	号
※消防同意年月日			※消防同意番号	第	号
工 事 着 手 年月日		工事完了 (予定) 年 月 日		使用開始 (予定) 年 月 日	
他の法令による 許 (認) 可					
敷地 面積	平方メートル	建築 面積	平方メートル	延 面積	平方メートル
従業員数	名	公 開 時 間 又は従業時間	午	時から午	時まで
屋外消火栓、動力 消防ポンプ、消防 用水の概要					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

防 火 対 象 物 棟 別 概 要 第 号	用 途			構 造				
	種類 階別	床 面 積 m ²	用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				特 殊 消 防 用 設 備 等 の 概 要
				消火 設備	警報 設備	避難 設備	消火活動上 必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の等がある場合には、棟ごとに「防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して貼付すること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

第5号様式(第 13 条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日					
消防署長 あて					
届出者					
住 所					
(電話 番)					
氏 名					
防 火 対象物	所在地	電話 番			
	名 称			主要用途	
設 置 場 所	用 途		床面積	m ²	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等
	構 造		階 層		
届 出 設 備	設備の種類				
	着工（予定年月日）		年 月 日	竣工（予定）年月日	年 月 日
	設備の概要				
	使用する燃料・ 熱源・加工液	種 類		使 用 量	
安 全 装 置					
取扱責任者の職氏名					
工事施工者	住 所	電話 番			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

第6号様式(第 13 条関係)

燃料電池発電設備
発 電 設 備
変 電 設 備
蓄 電 池 設 備

設置届出書

消防署長 あて						年 月 日	
届出者							
住 所						(電話 番)	
氏 名							
防 火 対象物	所在地	電話 番					
	名 称		用 途				
設 置 場 所	構 造		場 所	屋内 (階)、屋外			
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		床面積	m ²			
			不燃区画	有・無	換気設備	有・無	
届 出 設 備	電 圧	V		全出力又は 定格容量	Kw AH・セル		
	着工 (予定) 年 月 日	年 月 日		竣工 (予定) 年 月 日	年 月 日		
	設置の概要	種 別	キュービクル式 (屋内・屋外)・その他				
主 任 技 術 者 氏 名							
工事施工者	住 所	電話 番					
	氏 名						
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
 - 4 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては定格容量を記入すること。
 - 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - 6 ※印の欄は記入しないこと。
 - 7 当該設備の設計図書を添付すること。

第7号様式(第13条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日 消防署長 あて 届出者 住 所 氏 名 (電話 番)				
防 火 対象物	所 在 地	電 話 番		
	名 称		用 途	
届 出 設 備	設 備 容 量			
	着 工 (予 定) 年 月 日	年 月 日	竣 工 (予 定) 年 月 日	年 月 日
	設 備 の 概 要			
工事施工者	住 所	電 話 番		
	氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

第 8 号様式(第 13 条関係)

水素ガスを充てんする気球の設置届

年 月 日									
消防署長 あて									
届出者									
住 所									
(電話 番)									
氏 名									
設置請負者		住 所		電話 番					
		氏 名							
看 視 人		氏 名		他 名					
設 置 期 間		掲 揚		自		至			
		け い 留		自		至			
設 置 目 的									
設置場所	地 名・番 地								
	地上又は屋上の別				用途			立入禁止の方法	
充てん又は作業の方法			日時				場 所		
			方法				ガ ス 置 場		
構	気 球	型		直径	メートル		材質		
				体積	立 方 メートル		厚さ	ミ リ メートル	
造	揚 網		材 質			太 さ			
	電 飾	電球の定格電圧			灯数			配線方式	直列・並列
		電 線 の 種 類					断面積		
	総 重 量							その他 必 要 事 項	
支 持 方 法	掲 揚								
	け い 留								
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印欄は記入しないこと。
- 4 設置場所附近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

各種様式参考例（3）

○＜火災とまぎらわしい行為等＞……………P50～52

様式第9号……………火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書

様式第10号……………煙火打ち上げ仕掛け届出書

様式第11号……………催物開催届出書

○＜水道断水等、道路工事届出＞……………P53～54

様式第12号……………水道断水減水届出書

様式第13号……………道路工事届出書

○＜指定洞道、少量危険物、指定可燃物＞……………P55～57

様式第14号……………指定洞道等届出書(新規・変更)

様式第15号……………少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書

様式第16号……………少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書

○＜その他＞……………P58

参考……………指導員の派遣依頼書

○救急関係……………P59～60

参考……………一般救急法指導申込書

参考……………普通救命講習申込書及び受講者名簿

●消防計画等

※注1……………中規模対象物Ⅰ消防計画作成例

※注1……………共同防火管理協議事項

※●印の消防計画等の様式については、本編に掲載していません。所轄の消防署、若しくは下記の大阪市防局予防部設備保安担当へお問い合わせ下さい。

大阪市消防局予防部設備保安担当

住所: 〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号(4階)

電話: 06-4393-6242 ファックス: 06-4393-4580

※<http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000049414.html>

※注1 <http://www.senryakukaigi.net/related.php?url=消防計画書のホームページをご参照下さい。>

第 9 号様式(第 14 条関係)

火災とまぎらわしい煙又は
火災を発するおそれのある行為の
届 出 書

年 月 日					
消防署長 あて					
届出者					
住 所					
(電話 番)					
氏 名					
発 生 予 定 日 時	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
発 生 場 所					
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量					
目 的					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項の欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。
- 5 発生場所の附近見取図を添付すること。

第 10 号様式(第 14 条関係)

煙 火 打 上 げ 届 出 書
仕 掛 け

年 月 日 消防署長 あて 届出者 住 所 (電話 番) 氏 名				
打 上 げ 予 定 日 時 仕 掛 け	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
打 上 げ 場 所 仕 掛 け				
周 囲 の 状 況				
煙火の種類及び数量				
目 的				
その他必要な事項				
打 上 げ に直接従事する 仕 掛 け 責 任 者 の 氏 名				
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。
- 5 打上げ、仕掛け場所の略図及び附近の見取図を添付すること。

催 物 開 催 届 出 書

年 月 日				
消防署長 あて				
届出者				
住 所				
(電話 番)				
氏 名				
防火対象物	所 在 地			
	名 称		本来の用途	
使用箇所	位 置	面 積	客 席 の 構 造	
		m ²		
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要			
使用目的				
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	開催時間	時 分から 時 分まで	
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員		名
防火管理者氏 名				
そ の 他 必要な事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

第 12 号様式（第 14 条関係）

断
水 道 水 届 出 書
減

年 月 日				
消防署長 あて				
届出者 住 所				
氏 名 (電話 番)				
断 減 水 予 定 日 時	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分			
断 減 水 区 域				
工 事 場 所				
理 由				
現 場 責 任 者 氏 名				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 断・減水区域の略図を添付すること。

様式第13号(第12条関係)

道 路 工 事 届 出 書

年 月 日		
消防長 あて		
届出者 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号		
工 事 予 定 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	
路 線 及 び 箇 所		
工 事 内 容		
現 場 責 任 者	住 所	電話番号
	氏 名	
そ の 他 参 考 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 工事施行区域の略図を添付すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

指定^と洞道等届出書（新規・変更）

		年 月 日
消防署長 あて		
届出者 事業所名 所 在 地 代表者氏名		(電話 番)
設置者	法人の名称	
	代表者氏名	
洞 道 等 の 名 称 ^と		
設置場所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。
- 3 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

第 15 号様式(第 16 条関係)

少量危険物 貯 蔵 届出書
指定可燃物 取扱い

年 月 日				
消防署長 あて				
届出者				
住 所				
(電話 番)				
氏 名 ⑩				
貯蔵又は取扱いの 場 所	所 在 地			
	名 称			
類、品名及び最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	一 日 最 大 取 扱 数 量
貯蔵又は取扱 方法 の 概 要				
貯蔵又は取扱場所 の位置、構造及び 設 備 の 概 要				
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の 概 要				
貯蔵又は取扱いの 開 始 予 定 期 日 又 は 期 間				
その他必要な事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

第 16 号様式(第 16 条関係)

少量危険物 貯 蔵 廃止届出書
指定可燃物 取扱い

年 月 日				
消防署長 あて				
届出者				
住 所				
(電話 番)				
氏 名 ⑩				
貯蔵又は取扱いの場所	所 在 地			
	名 称			
類、品名及び最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	一 日 最 大 取 扱 数 量
貯蔵又は取扱方法 の 概 要				
貯蔵又は取扱場所の 位 置、構 造 及 び 設 備 の 概 要				
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要				
廃 止 年 月 日	年 月 日			
廃 止 理 由				
届 出 年 月 日 等	年 月 日 届出番号第 号			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 届出年月日の欄には、貯蔵又は取扱届出を行ったときの届出年月日及び届出番号を記入すること。

平成 年 月 日

消防署長 殿

所在地
名称
代表者名

印

指導員の派遣依頼書

このたび下記のとおり避難訓練等を行いますので、指導員の派遣を
よろしくお願いいたします。

記

実施年月日	平成 年 月 日 (曜日)		
実施時間	時 分 ~ 時 分		
実施場所			
実施人員	男性 名・女性 名	合計	名
利用資機材			
担当者		電話	
訓練内容			
受付欄	※	※派遣職員	

備考 ※印欄は、記入しないこと。

平成 年 月 日			
消防署長 殿			
普 通 救 命 講 習 申 込 書			
期 日	平成 年 月 日 (曜日)		
	時 分から 3時間		
受講場所			
受講団体	名 称		
	住 所		
	電話番号		
担 当 者	氏 名		
	電話番号		
内 容	<心肺蘇生法の対象> 成人以外にご希望があれば○で囲んでください。 ※成人（8歳以上）は必須です 小 児（1歳以上8歳未満） 乳児（1歳未満） 新生児（生後28日未満）		
受講者数	合計 名	男性 名	女性 名
備 考 欄	受付署所		受付担当者

平成 年 月 日						
消防署長殿						
一 般 救 急 法 指 導 申 込 書						
期 日	平成 年 月 日 (曜日)					
	時 分から 時 分まで					
受講場所						
受講団体	名 称					
	住 所					
	電話番号					
担 当 者	氏 、 名					
	電話番号					
内 容						
受講者数	合 計 名		男 性 名		女 性 名	
備 考 欄			受付署所		受付担当者	
			指導員の派遣を 名お願いいたします。			

Ⅱ．特定建築物編

(ビル管法関係)

「特定建築物及び各種届出等」

1. 特定建築物とは、……………P62～65
 - 1.1 特定建築物の範囲
 - 1.2 特定建築物に関する建築確認申請時における通知・事前協議
 - 1.3 特定建築物に関する届出
 - 1.4 建築物環境衛生管理技術者の選任
 - 1.5 帳簿類の備え付け
 - 1.6 報告・立入り検査など
 - 1.7 関連項目
2. 建築物環境衛生管理基準等……………P66～73
3. 特定建築物に関する届出様式一覧……………P74
4. 各種届出様式等……………P75

1. 特定建築物とは

建築物における衛生的環境の確保に関する法律による特定建築物は、特定用途に利用される部分の面積が、3000m²以上(学校教育法第1条に規定する学校の場合は8000m²以上)の建築物と定義されている。

維持管理権原者は、衛生的・快適に使用できるよう、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理を行い、建築物環境衛生管理技術者を選任し監督させ、その基準に適合させるための意見を尊重する義務がある。また、特定建築物でない建築物においても、多数の者が使用・利用するものについては同様の管理を行うよう努めなければならないとされている。

全国の特定建築物の数は、事務所16,967棟、店舗6,307棟、百貨店2,106棟、興行場1,181棟、学校2,889棟、旅館5,719棟、その他3,481棟の計38,650棟を数える(2005年)。

1. 1. 特定建築物の範囲

㊦ 特定建築物の範囲は、特定用途に利用される部分の面積が、3000m²以上(学校教育法第1条に規定する学校の場合は8000m²以上)の建築物と定義されている。

ア.特定用途に利用される部分の面積とは

① 特定用途(そのもの)の部分、②特定用途に附随する部分(廊下・便所など)、③特定用途に附属する部分(専用の倉庫・駐車場など)を合計したものである。

イ. 特定用途の種類

番号	用途	内容	備考
1	興行場	興行場法に定義される興行場をいい、映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設	
2	百貨店	大規模小売店舗立地法第2条に規定する大規模小売店舗(飲食店業を除き、物品加工修理業を含む)	7の店舗のうち特に大規模なものスーパーマーケット・疑似百貨店を含む
3	集会場	会議・社交等の目的で公衆の集合する施設をいい、公民館・市民ホール・各種の会館・結婚式場等	
4	図書館	図書・記録・その他必要な資料を収集し・整理し・保存して、公衆の利用に供することを目的とする施設	図書館法に規定するものに限らない
5	博物館・美術館	歴史・芸術・民俗・産業・自然科学・美術等に関する資料を収集し・整理し・保存して、公衆の利用に供することを目的とする施設	博物館法に規定するものに限らない
6	遊技場	設備を設けて、公衆に麻雀・パチンコ・卓球・ボウリング・ダンス・その他の遊技をさせる施設	体育館・その他スポーツ施設は含まれない
7	店舗	卸売・小売店等の物品販売業の他、飲食店・理容所・美容所・その他サービス業に係る店舗を広く含む	
8	事務所	事務をとることを目的とする施設をいう。名称にかかわらず事実上事務を行っていると視される施設も該当する	銀行等は店舗と事務所の両方の用途を兼ねるとして把握される
9	学校	小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校・幼稚園・専門学校・各種学校等	類似の教育を行う施設や研修を行うための施設(研修所)も該当する
10	旅館	旅館業法第2条第1項に定義する旅館業を営むための施設(旅館、ホテル等)	寄宿舍は含まれない

1. 2. 特定建築物に関する建築確認申請時における通知・事前協議

建築確認申請がなされた特定建築物の構造・設備等について、建築主事などから管轄の保健所長などを通じて都道府県知事へ通知され意見が述べられる場合がある。または、条例により建築主に事前協議が義務付けられる場合がある。

1. 3. 特定建築物に関する届出

特定建築物の維持管理権原者は、使用開始の日から1ヶ月以内に、地方公共団体の保健所などの衛生担当部局(地域によって異なる)を経由して、建築物が所在する都道府県の知事などに特定建築物届を届出の必要がある。また、届出事項に変更が生じたとき、もしくは特定建築物に該当しなくなったときには、そのときから1ヶ月以内に届出が必要である。

ア. 届出事項

- ①特定建築物の名称・所在地(地番表示も必須)
- ②特定建築物の用途・構造・設備の概要
- ③特定建築物の特定用途及び特定用途以外の面積
- ④特定建築物の所有者等の氏名・住所、法人の場合はその名称、事務所の所在地、代表者の氏名
- ⑤建築物環境衛生管理技術者の氏名・住所・免許番号・兼任している場合はその名称と所在場所
- ⑥特定建築物が使用されるに至った年月日

イ. 添付書類としては次のものが必要である。

- ①特定建築物の構造設備の概要書
- ②案内図
- ③配置図
- ④空気調和設備(機械換気設備)の系統図及びダクト配管図
- ⑤給排水設備の系統図
- ⑥主要機器一覧表
- ⑦建築物環境衛生管理技術者の免状の写し(免状の本証を持参しての確認が必要である)

1. 4. 建築物環境衛生管理技術者の選任

特定建築物の維持管理権原者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し、維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督させ、建築物環境衛生管理基準に適合させるためのその意見を尊重しなければならない。選任にあたっては、直接雇用・他事業者への建築物総合管理の委託などによって法的関係が成立していれば良いとされる。

原則として他の特定建築物と兼任できないが、以下に示す場合であって、複数の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者として職務遂行に支障がない場合には、兼任が認められることもある。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校以外の特定建築物の場合：統一的管理性が確保されている場合においては、3棟までの兼任を認めることができる。
- ② 学校教育法第1条に規定する学校の場合：同一敷地内又は近接する敷地内にある建築物で、統一的管理性が確保されている場合においては、兼任を認めることができる。

なお、統一的管理性とは、建築物の維持管理権原者が同一で、かつ、空気調和設備・給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であり、管理方法の統一化が可能なものをいうものであること。

また、利害が相反するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録営業所に置かれる建築物環境衛生総合管理業等の監督者等と兼務できない。

1. 5. 帳簿類の備え付け

特定建築物の維持管理権原者は、次の帳簿類を備え付けておかなければならない。

①建築物環境衛生管理基準に関する帳簿書類、② 建築物の構造、設備の配置・系統を明らかにした図面(増改築や設備変更を行ったときは、図面の変更や追加記入が必要)③その他、環境衛生管理に必要な帳簿類

①建築物環境衛生管理基準に関する帳簿書類

項 目		点検整備計画	管理・実施状況記録
総合管理計画		環境衛生に関する総合的管理計画	年間管理計画書
<u>空調設備</u>		冷却塔の清掃 加湿器の清掃 空気環境測定計画 改善調査計画	冷却塔の清掃記録 加湿装置の清掃記録 空気環境測定記録 改善調査報告書
<u>給水設備</u>	<u>飲料水</u>	給水設備自主点検の計画 貯水槽(貯湯槽を含む)の清掃 飲料水の水質検査 中央式給湯設備・防錆剤・塩素注入装置などの管理計画 中央式給湯水の温度管理	貯水槽の清掃報告書 水質検査結果書 残留塩素等の測定記録 中央式給湯設備の水質検査結果書 防錆剤の維持管理記録 成分・薬品名・使用量・水質検査 注入装置の点検整備 中央式給湯水の温度管理記録
	<u>雑用水</u>	雑用水設備自主点検の計画 雑用水槽の清掃 雑用水の水質検査 防錆剤・塩素注入装置などの管理計画	雑用水槽の清掃報告書 水質検査結果書 残留塩素等の測定記録 防錆剤の維持管理記録 成分・薬品名・使用量・水質検査 注入装置の点検整備
<u>排水設備</u>		排水槽の清掃計画 グリース阻集器の点検整備計画 配管洗浄の計画	排水槽の清掃報告書 浄化槽の維持管理記録 放流水の水質検査 塩素消毒剤使用量 グリース阻集器の点検整備記録 配管洗浄の記録
<u>清掃・廃棄物処理</u>		日常清掃・特別清掃の計画 清掃に関する設備の点検整備計画 廃棄物処理計画	日常清掃・特別清掃の記録 清掃に関する設備の点検整備記録 廃棄物処理記録
<u>ねずみ・昆虫等の防除</u>		生息状況の点検計画 生息が認められる場合の防除計画	生息状況点検記録 防除実施記録 防除効果の調査記録
<u>その他</u>		個別の実情に応じた計画 吹付け石綿の管理計画	吹付け石綿の維持管理記録

② 建築物の構造、設備の配置・系統を明らかにした図面（増改築や設備変更を行ったときは、図面の変更や追加記入が必要）

○建築構造

・各階の平面図 ・東西南北の立面図 ・断面図

○設備図面

・空調設備の縦系統図・平面系統図・詳細図

・給排水設備の縦系統図・平面系統図・詳細図

・貯水槽の詳細図・排水槽の詳細図

③その他、環境衛生管理に必要な帳簿類

※②に関しては特定建築物が存在している期間、①、③に関しては5年間の保存義務がある。

1. 6. 報告・立入検査など

都道府県知事・保健所設置市の市長は、法律の施行に関し必要があると認めるときには、特定建築物の管理権原者に対し必要な報告をさせたり、環境衛生監視員に特定建築物に立ち入らせ、その設備・帳簿書類・その他の物件・維持管理の状況検査や関係者に関係者に質問することができる。また、専ら事務所の用途に供するものは都道府県労働局長の要請があった場合に報告を求めたり、立入検査を行うことができる。

なお、環境衛生監視員は、身分証明書を携帯し、請求があった場合提示することとなっている。

改善・使用禁止命令など

都道府県知事・保健所設置市の市長は、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理が行われず、人々の健康を損ないまたはその恐れがあるなど環境衛生上著しく不相当であると認められるときには、その特定建築物の管理権原者に対し、維持管理の方法の改善・その他必要な措置を命令、または、当該事態がなくなるまでの間、特定建築物の一部・あるいは関係設備の使用の制限・停止をすることができる。

なお、不服がある場合は、厚生労働大臣に審査請求をすることができる。

1. 7. 関連項目

下記の「厚生労働省建築物衛生のページ」をご参照下さい。

①建築物における衛生的環境の確保に関する法律

②建築物環境衛生管理技術者

③建築物環境衛生管理基準

④特殊建築物

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/index.html>

2. 建築物環境衛生管理基準等

2. 1. ビル衛生管理法では、特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等についての建築物環境衛生管理基準(以下「管理基準」という。)を以下のとおり定めています。(表1)

※平成20年4月1日より飲料水水質検査の消毒副生成物の項目に塩素酸が追加され12項目となりました。

※平成21年4月1日より飲料水水質検査の有機化学物質の項目から1,1-ジクロロエチレンが削除され、シス-1,2-ジクロロエチレンがシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとなり、6項目となりました(下線部分)。

(表1) 建築物環境衛生管理基準等

区分	内 容	実施回数等	
		施行規則(厚生労働省令)等	指導基準
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定(ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6月～9月の間に1回)	
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正	
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清掃等を実施	
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回	
給水・給湯管理(飲用・炊事用・浴用等)	貯水(湯)槽の清掃	1年以内ごとに1回	左に同じ
	水質検査	6月以内ごと実施(15項目、10項目)	左に同じ給水系統別に実施する
		毎年6～9月に実施(消毒副生成物12項目)	
		地下水等使用施設:3年以内ごと実施(有機化学物質6項目およびフェノール類で計7項目)	
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回	毎日、給水系統別に実施する。(中央式給湯設備については7日以内ごとに1回)
	防錆(ぼうせい)剤の水質検査	2月に1回	左に同じ
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回	左に同じ
		pH・臭気・外観・残留塩素	
		2月以内ごとに1回	
		大腸菌・濁度	
	水洗便所の用に供する雑用水の検査	7日以内ごとに1回	
		pH・臭気・外観・残留塩素	
		2月以内ごとに1回	
		大腸菌	

区分	内 容	実施回数等		
		施行規則(厚生労働省令)等		指導基準
排水管理	排水槽の清掃は、6月以内ごとに1回	排水槽の清掃は、原則として4月以内ごとに1回以上実施する。グリース阻集器は使用日ごとに捕集物を除去し、7日以内ごとに1回清掃を行う		
清掃及び廃棄物処理	日常清掃のほか、6月以内ごとに1回大掃除を定期的に統一的に実施	左に同じ。		
ねずみ等の点検・防除	6月以内ごとに1回(特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回)、定期的に統一的に調査を実施し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる	生息状況の点検を毎月1回実施し、その状況に応じた適切な防除を実施する。		
吹付けアスベスト		状況に応じ選択	除去	除去後、アスベスト繊維飛散数濃度を測定・記録
			未措置の場合の点検・記録	利用頻度が高い場合は月1回、利用頻度が低い場合は6月
			封じ込め	1年に1回点検

2. 2. 空気環境測定

空気環境が表2のとおり維持管理されているか確認するために、2か月以内に1回、空気環境測定を行うことが定められています。この空気環境測定によって得られた結果については、解析と評価を十分に行い、問題点が発見された場合は、次の測定までの間に原因究明調査や改善に向けて調査を実施します。

新規に竣工した特定建築物については、空気環境の実態が把握されるまでの間(竣工してから1年程度)は、毎月1回空気環境測定を実施することを指導しています。

表2 空気環境の管理基準値

	項目	管理基準値	測定器	備考
瞬間値	温度	17℃以上28℃以下 冷房時には外気との差を著しくしない。	0.5℃目盛の温度計	機械換気の場合は適用しない。
	相対湿度	40%以上70%以下	0.5℃目盛の乾湿球湿度計	機械換気の場合は適用しない。
	気流	0.5 m/秒以下	0.2 m/秒以上を測定できる風速計	
平均値	浮遊粉じん量	0.15 mg/m ³ 以下	規則第3条の2に規定する粉じん計	光散乱法などの測定器を使用
	二酸化炭素(CO ₂)	1000 ppm以下	検知管方式	特例として外気がすでに10 ppm以上ある場合には20 ppm以下とする。
	一酸化炭素(CO)	10 ppm以下		
	ホルムアルデヒド	0.1 mg/m ³ (0.08 ppm)以下	法令により定められたもの	新築・大規模修繕後等の6月1日～9月30日の期間内

(注)

- ・瞬間値とは、1日2回又は3回の個々の測定値について適否を判断
- ・平均値とは、1日2回又は3回の測定値を平均したもので適否を判断
- ・粉じん計以外の測定器については、表中の測定器か同等以上の性能を持つものを使用
- ・粉じん計は厚生労働大臣の指定する機関の校正を1年以内に受けたものを使用
- ・測定点は原則として各階ごとに1か所以上ですが、ビルの規模に応じて測定点数を調整する必要があります。空調系統や居室の間仕切りなどにも配慮し、実態が正確にとらえられるように努めましょう。また、外気を事前に測定します。

2. 3. 冷却塔・加湿装置等

- ・空調設備の衛生上必要な措置として、冷却塔と加湿装置の管理が省令に明記されました。以下の基準で管理してください。

供給する水は水道法4条に適合する水(原則として水道水)とします。なお、井水や雨水等を冷却塔に使用する場合には、当面、省略不可項目(10項目)、重金属(4項目)、蒸発残留物(1項目)を使用期間中に1回程度(最長でも1年以内に1回)水質検査を行ってください。

使用開始時及び使用期間中1月以内ごとに1回定期的に点検し、必要に応じ清掃、換水等を行ってください。

2. 4. 加湿装置のメンテナンスについて

- ・空調設備内に設けられた排水受け(ドレン受け)について、使用開始時及び使用期間中1か月以内ごとに1回的に点検し、必要に応じ清掃等を行ってください。
- ・清掃を1年以内ごとに1回定期的に行ってください。

2. 5. 給水管理・飲料水検査

ア. 貯水槽の清掃

1年以内に1回、受水槽・高置水槽などを清掃し、併せて槽内の点検も行います。自社、委託にかかわらず清掃作業報告書(作業行程、内部設備状況等の記録)は必ず作成し、保管してください。

- ・清掃作業報告書には次の項目が必要です。
- ・作業年月日・作業時間
- ・作業者全員の氏名
- ・作業行程
- ・槽内の点検結果(受水槽・高置水槽等)

簡易水質検査結果(残留塩素・色・濁り・臭い・味について受水槽・高置水槽・給水栓末端で実施します。)

- ・作業者の検便(健康診断)結果

イ. 水質検査

飲料水の水質検査は、原水として水道水のみを使用するビルと、地下水などを使用するビルでは、検査項目や頻度が異なります(表3、表4)。

また、水質検査は高置水槽ごとの給水システムの末端で行います。検査結果が不適となった場合、原因を調査し速やかに適切な措置を講じます。改善後は、再度水質検査を行い安全を確認してから使用します。

表3 水道水のみを使用するビルの場合

グループ名	検査項目	検査頻度
省略不可項目(10項目)	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	6か月以内ごとに1回定期的に実施

※重金属 (4項目)	鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物	※を付けたグループの各項目については、水質検査結果が基準に適合していた場合には、次回に限り省略可
※蒸発残留物 (1項目)	蒸発残留物	
消毒副生成物 (12項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸	毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期的実施

表4 地下水などを使用するビルの場合

グループ名	検査項目	検査頻度
省略不可項目 (10項目)	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	6か月以内ごとに1回定期的に実施
※重金属(4項目)	鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物	※を付けたグループの各項目については、水質検査結果が基準に適合していた場合には次回に限り省略可
※蒸発残留物 (1項目)	蒸発残留物	
消毒副生成物 (12項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸	毎年6月1日から9月30日までの間に1回定期的に実施
有機化学物質 (6項目)	四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン(平成21年4月1日施行)	3年以内ごとに1回定期的に実施
	、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	
フェノール類 (1項目)	フェノール類	
全項目 (50項目)	水道法に基づく水質基準(省略不可項目などを含む全50項目)	竣工後、給水設備の使用開始前に1回実施

ウ. 残留塩素等の測定

残留塩素は、DPD法(又は、同等以上の性能をもつ測定器)により測定を行います。

指導では、水の色、濁り、臭い、味の測定を含めて、高置水槽ごとの給水系統別の末端で毎日1回検査することとしています。

給水栓において残留塩素が基準に満たない場合、あるいは残留塩素濃度の変動が著しい場合は、汚染物質等の混入や長時間の滞留等が考えられますので、速やかに原因を調査し適切な措置を講じる必要があります。残留塩素濃度の基準は表5を参照してください。

表5 残留塩素濃度の基準

項目	基準値		備考
	平常時	緊急時	
遊離残留塩素濃度	0.1 mg/L以上	0.2 mg/L以上	給水栓末端で毎日測定する。 給水系統が複数あるときは各系統の末端で測定する。
結合残留塩素濃度	0.4 mg/L以上	1.5 mg/L以上	遊離残留塩素濃度が0.1 mg/L未満の場合は結合残留塩素を測定し、基準に適合するか否かを確認する。

(注)緊急時とは、ビル内で消化器系感染症が流行しているとき、給水設備の大規模な工事あるいは広範囲な断水の後で給水するときをいいます。

エ. 中央式給湯(冷水)設備

飲料用貯水槽と同様、ストレージタンクの清掃は1年に1回行います。水質検査についても6か月以内に1回、原水の種類に応じた水質検査を行います。また、遊離残留塩素等の測定も系統別の末端で、7日以内ごとに1回検査します。ただし、給湯設備の維持管理が適切に行われており、末端の給水栓の水温が55℃以上に保持されている場合は、残留塩素の測定は省略することができます。

オ. 防錆剤使用施設

防錆剤の使用は「赤水等対策として給水系統配管の敷設替え等が行われるまでの応急対策とする。」(厚労省告示)ことが原則であり、使用する場合は「防錆剤管理責任者」の選任・届出が必要になります。

2. 6. 雑用水の管理

ビル排水の再生処理水、工水、井水や雨水等を雑用水として利用する場合は、以下の管理を行います。

ア. 残留塩素濃度の保持

給水栓における水に含まれる遊離残留塩素濃度を0.1 mg/L(結合残留塩素濃度の場合は、0.4 mg/L)以上に保持します。

イ. 雑用水槽の点検等

雑用水槽について、水槽の状況、内部設備、給水ポンプ及び塩素滅菌機の機能等を定期的に点検し、必要に応じて補修を行います。また、雑用水槽の状況及び水源の種別等に応じて定期的に清掃を行います。

ウ. 散水、修景又は清掃に用いる場合

し尿を含む水を原水として用いることはできません。

エ. 水質検査の実施

雑用水は、使用する用途に応じ表6のとおり水質検査を行います。

表6 雑用水の水質検査項目及び検査頻度

項目	基準	散水、修景又は清掃の用に供する雑用水	水洗便所の用に供する雑用水
pH値	5.8以上8.6以下	7日以内ごとに1回	7日以内ごとに1回
臭気	異常でないこと		
外観	ほとんど無色透明であること		
遊離残留塩素	0.1 mg/L以上であること(結合残留塩素の場合は0.4 mg/L以上)	7日以内ごとに1回	7日以内ごとに1回
大腸菌	検出されないこと	2か月以内ごとに1回	2か月以内ごとに1回
濁度	2度以下であること	—	—

オ. 検査の方法

検査項目のうち遊離残留塩素については、DPD法又はこれと同等以上の精度を有する検査方法により行います。その他の項目については、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する方法により行います。採水場所は、原則として検水コックとしますが、検水コックがない場合は、使用場所に最も近い貯水槽の出口付近で採水します。また、水質検査等の結果についてはその記録を保存しておきます。

カ. 排水管理

雑排水槽や汚水槽などの排水槽について、法令では6か月以内ごとに1回清掃するよう定められていますが、東京都では原則として4か月以内ごとに1回以上清掃するよう指導しています。負荷の高い排水槽については、実情に合わせて実施回数を増やしてください。

- ・湧水槽については、清掃の義務付けはありません。

- ・排水槽及び排水管、通気管などを含めた排水設備については、少なくとも1か月ごとに1回の頻度で定期的に点検します。

- ・なお、特に厨房設備内のグリーストラップ(グリース阻集器)については、使用日ごとに捕集物を除去し、7日以内ごとに1回清掃を行う必要があります。

キ. 清掃及び廃棄物処理

室内の清掃については、日常清掃と、6か月以内に1回、日常清掃を行わない箇所について定期的に汚れの状況を点検し必要に応じ、除じん、洗浄等の大掃除を行います。清掃作業の計画書(仕様書等作業基準を示したもの)に基づいた業務の実施と清掃日誌の作成が必要です。

また、廃棄物の適切な処理を進めるために、廃棄物処分量を常に把握していなければなりません。リサイクル品の保管場所についても、廃棄物保管場所と同様にその構造と維持管理に衛生的な配慮を行ってください。

ク. ねずみ等の防除

ねずみ等に対する生息状況等の点検は、毎月1回実施するよう指導しています。

点検の結果に基づき、作業計画を策定し、適切な方法で防除作業を行います。「防除」とは、殺虫剤の散布だけでなく防虫防鼠構造の整備などの環境対策を含みます。

防除のために殺虫剤又は殺鼠剤を使用する場合は、使用及び管理を適切に行い、建築物の使用者や作業者の事故防止に努めます。また、使用薬剤は、薬事法による医薬品又は医薬部外品を用いることとなっています。

生息が確認されて実施した防除の終了後には、効果判定を実施します。効果が認められない場合はその原因を確かめて今後の作業計画策定の参考とするとともに、必要に応じて再度防除作業を行う必要があります。

効果の調査にかかわる基準として、次のことに注意しなければなりません。

蚊やハエなどは防除作業終了後から1週間の間に、ゴキブリやねずみは1週間から3週間の間に実施します。

効果の判定に当たっては、次の事項を参考にして総合的に行います。

捕獲器等の器具を用いた生息調査

ふんや虫体、足跡等の調査

無毒餌を用いた喫食調査

聞き取り調査や目視

ケ. レジオネラ症防止対策

レジオネラ属菌は自然界に広く生息しており、ビルにおいては冷却塔冷却水、循環式給湯やそれを用いたシャワー、修景水、加湿水タンク等において繁殖する可能性があります。レジオネラ属菌は、エアロゾル化した水滴が呼吸器系に吸入されることで感染しますので、エアロゾルを飛散させやすい設備ではとりわけ注意が必要です。

また、循環式浴槽や24時間風呂でも繁殖し、浴場施設や社会福祉施設ではレジオネラ疾患の集団感染や、死亡者も発生しています。

2. 7. ビルにおいては下記のような管理を心がけてください。

ア 冷却塔

冷却水の温度は細菌やアメーバなどの増殖に適しており、レジオネラ属菌も増えやすくなります。また、冷却水がエアロゾルとなるため、最も注意が必要な設備の一つです。

特に、冷却塔が外気取入口や居室の窓などに近い場合は、十分な管理が求められます。

【維持管理方法】

- ・使用期間中はレジオネラ属菌の増殖を抑えるため、殺菌剤等を継続的に添加する。
- ・月1回程度、冷却塔の点検、清掃を行う。
- ・冷却塔の使用開始時及び終了時には殺菌剤を用いた化学的洗浄を行う。
- ・定期的にレジオネラ属菌検査を行う。

イ. 循環式給湯設備

循環式給湯水は配管での滞留時間が長く、水温が低い場合にはレジオネラ属菌が増殖しやすくなります。シャワー等、エアロゾル発生の可能性のある機器使用時は要注意です。

【維持管理方法】

- ・給湯栓での残留塩素濃度の0.1mg/L以上の確保又は常に55℃以上の湯が出るようにする。
- ・貯湯タンク、膨張水槽、配管、シャワーヘッド等の清掃を定期的に行う。
- ・定期的にレジオネラ属菌検査を行う。

ウ. 修景施設

人工の滝や噴水等はエアロゾルが発生しやすく、管理が悪いとレジオネラ症の感染源となる可能性があります。

【維持管理方法】

- ・定期的に設備の清掃、消毒を行う。
- ・必要に応じ、循環ろ過装置及び消毒装置を設置する。
- ・定期的にレジオネラ属菌検査を行う。

エ. 加湿装置

ビル空調に組み込まれた加湿装置は加湿水を長時間貯留するものではなく、水質についても水道法の水質基準に適合するものとなっているため、使用期間中はレジオネラ属菌が増殖する可能性は少ないものと思われます。

【維持管理方法】

- ・加湿装置使用開始時と終了時には、水抜き、清掃を実施する。
- ・卓上型の超音波加湿器を使用する場合は、使用日ごとに水を取り替え、タンク内を清潔にしておく。

2. 8.

<参考>

『レジオネラ症防止指針 第3版』(厚生省監修 平成21年3月発行)では人工環境水中のレジオネラ属菌の感染危険度を、エアロゾル化(空気中への飛散)、周囲の環境や設備の状況及び利用者の条件に応じて点数化(表7)し、その点数を目安とした細菌検査回数(表8)を示しています。

表7 感染因子の点数

要因	例	点数
菌の増殖と エアロゾル 化の要因	給湯水など	1点
	浴槽水、シャワー水、水景用水など	2点
	冷却塔水、循環式浴槽水など	3点
環境・吸入 危険度	開放的環境(屋外など)	1点
	閉鎖的環境(屋内など)	2点
	エアロゾル吸入の危険が高い環境	3点
人側の要因	健常人	1点
	喫煙者、慢性呼吸器疾患患者、高齢者、乳児など	2点
	臓器移植後の人、白血球減少患者、免疫不全患者など	3点

注 上表の三つの要因から状況に応じてそれぞれ該当するものを選び、その点数を合計します。例えば、冷却塔を使用している一般的なビル内に健常人、喫煙者及び高齢者がいる場合は、(エアロゾル化:2点、環境:1点、利用者:1～3点)の合計で「4～6点」となります。

表8 点数化に対応したレジオネラ属菌検査の実施回数

合計点	推奨される細菌検査の対応等
5点以下	常に設備の適切な維持管理に心がける。必要に応じて細菌検査を実施する
6～7点	常に設備の適切な維持管理に心がける。1年に最低1回の細菌検査を実施する。 水景設備の再稼動時には細菌検査を実施する。
8～9点	常に設備の適切な維持管理に心がける。1年に最低2回の細菌検査を実施する。 水景設備の再稼動時には細菌検査を実施する。

細菌検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合はエアロゾルを直接吸引する可能性の大きさによって、下表(表9)のような対応が必要になります。

表9 レジオネラ属菌が検出された場合の対応

エアロゾルを直接吸引する可能性	対応
可能性が低い	100CFU/100mL以上検出された場合は直ちに清掃、消毒等の対応を行い、実施後は、検出限界以下(10CFU/100mL)であることを確認する。
直接吸引のおそれあり	10CFU/100mL未満を目安値とする。検出されたときは直ちに清掃、消毒等の対応を行い、実施後は、前項と同様であることを確認する。

注「検出」とは検出限界値の10CFU/100mlを超えて検出した場合をいう。

「不検出」とは10CFU/100ml未満の場合をいう。

3. 特定建築物に関する届出様式一覧

3. 1. 特定建築物使用届

特定建築物が使用されるに至った場合、建築物が特定建築物に該当するに至った場合[1ヶ月以内]

- ◇ 特定建築物使用届出書(様式 1)
- ◇ 特定建築物の概要 (様式 2)
- ◇ 構造設備の概要 (様式 3)
- ◇ 建築物環境衛生管理技術者(様式 4)

3. 2. 特定建築物届出事項変更届

使用届の届出事項に変更が生じた場合[1ヶ月以内]

イ. 届出者の氏名又は住所、建築物の名称の変更の場合

- ◇ 特定建築物届出事項変更届出書(様式 5)

ロ. 建築物の用途、面積の変更の場合

- ◇ 特定建築物届出事項変更届出書(様式 5)
- ◇ 特定建築物の概要 (様式 2)

ハ. 構造設備の変更の場合

- ◇ 特定建築物届出事項変更届出書(様式 5)
- ◇ 構造設備の概要(様式 3)

ニ. 建築物環境衛生管理技術者の変更の場合

- ◇ 特定建築物届出事項変更届出書(様式 5)
- ◇ 構造設備の概要(様式 3)
- ◇ 建築物環境衛生管理技術者(様式 4)

3. 3. 特定建築物廃止届

建築物が特定建築物に該当しなくなった場合[1ヶ月以内]

- ◇ 特定建築物廃止届出書(様式 6)

3. 4. 1給水用防錆剤使用届

防錆剤の使用を開始した場合[1ヶ月以内]

- ◇ 給水用防錆剤使用届出書(様式 7)

3. 4. 2給水用防錆剤使用届出事項変更届

給水用防錆剤使用届の届出事項に変更が生じた場合[1ヶ月以内]

- ◇ 給水用防錆剤使用届出事項変更届出書(様式 8)

3. 5. 特定建築物維持管理状況報告書

- ◇ 平成 20 年度特定建築物維持管理状況報告書

特定建築物の維持管理状況を把握するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、報告書の提出をお願いしています。

また、大阪市では、新築または増改築される建築物であって、建築基準法第 93 条第 5 項の通知を受けた特定建築物を対象に、環境衛生面からの「建築確認申請時における事前審査」を行っています。

問い合わせ先

大阪市保健所環境衛生監視担当

大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000(あべのメディクス 10 階) 電話:06-6647-0776

<http://www.city.osaka.lg.jp/kenkofukushi/cmsfiles/contents/>

4. 各種届出様式等

●特定建築物関係……………P76～85

- (様式 1)……………特定建築物使用届出書
- (様式 2)……………特定建築物の概要
- (様式 3)……………構造設備の概要
- (様式 4)……………建築物環境衛生管理技術者
- (様式 5)……………特定建築物届出事項変更届出書
- (様式 6)……………特定建築物廃止届出書
- (様式 7)……………給水用防錆剤使用届出書
- (様式 8)……………給水用防錆剤使用届出事項変更届出書
- (平成 20 年度版)特定建築物維持管理状況報告書

問い合わせ先

大阪市保健所環境衛生監視担当

大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 (あべのメディクス 10 階) 電話:06-6647-0776

<http://www.city.osaka.lg.jp/kenkofukushi/cmsfiles/contents/>

※ 施設番号

特 定 建 築 物 使 用 届 出 書

平成 年 月 日

大 阪 市 長

住 所 (法人の場合は事務所の所在地)

届 出 者
(所有者等)

氏 名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

TEL

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項（第2項）の規定により次のとおり届け出ます。

建 築 物 名 称			
建築物所在地	大阪市 区	TEL	
竣 工 年 月	年 月	使用開始（該当）年月日	年 月 日
建築物の主用途	興行場 百貨店 店舗 事務所 学校 旅館 集会場 図書館 博物館 美術館 遊技場		
特定用途延面積	m ²	特定用途外用途延面積	m ²
特定建築物の概要等	別紙様式2のとおり		
構造設備の概要	別紙様式3のとおり		
建築物環境衛生管理技術者	別紙様式4のとおり		
◎提出部数 2部（正・写） ◎添付書類 1 給排気及び給排水系統図 2 機器リスト 3 付近見取図 4 建築物環境衛生管理技術者の免状の写し ◎持参書類 建築物環境衛生管理技術者の免状			保健所受付印

※印の欄には記入しないこと

注意 届出は使用開始（該当）した日から1ヶ月以内に提出すること

☐ 期限遵守指導済

構造設備の概要

空 気 調 和 設 備	空 調 方 式	全体空調 ・ 各階空調 ・ 個別空調 ・ 無				
	運転管理方式	中央管理方式（ 階 室） ・ 個別管理方式				
	加 湿 方 式					
	除じんフィルター	種類	能力 %（比色法）			

給 水 設 備	飲 料 水 水 源	上水道・井水・（ ）	防錆剤注入設備	有・無	消毒設備	有・無
	給水管材質	主管（ ） 枝管（ ）				
	中央給湯設備	有（給湯管材質 ）・無			中水道設備	有・無
	貯 水 槽	受水槽(1)	受水槽(2)	高置水槽(1)	高置水槽(2)	高置水槽(3)
		型 式	槽式	槽式	槽式	槽式
		設置場所				
		有効容量	m ³	m ³	m ³	m ³
	使用用途	飲・雑・消	飲・雑・消	飲・雑・消	飲・雑・消	飲・雑・消

排 水 設 備	排 水 槽	槽 の 種 類	槽	槽	槽	槽
		容 量	m ³	m ³	m ³	m ³
		排水ポンプ台数	台	台	台	台

ゴミ置場	階	カ所	m ²	洗浄設備	有・無	冷蔵設備	有・無	厨 芥	有・無
------	---	----	----------------	------	-----	------	-----	-----	-----

建築物環境衛生管理技術者

氏 名	フリガナ	
住 所		
免 状	第	号 昭和・平成 年 月 日交付
所属名 所在地	〒 Tel _____	
他の特定建築物の管理を兼任		無・有（有の場合、下欄へ記入）

兼任している特定建築物（注）

	施設番号	
名 称		主 用 途
所 在 地	大阪市 区	
所有者等		

	施設番号	
名 称		主 用 途
所 在 地	大阪市 区	
所有者等		

（注）

原則として兼任する特定建築物は、大阪市内に所在する1施設に限る。

ただし、学校教育法第1条に規定する学校については、統一的管理性が確保されている場合、同一敷地内又は近接する敷地内にある建築物に限り、他の4施設までの兼任を認めることができる。

また、学校教育法第1条に規定する学校以外の特定建築物については、統一的管理性が確保されている場合、他の2施設までの兼任を認めることができる。

特定建築物届出事項変更届出書

平成 年 月 日

大阪市長

住所（法人の場合は事務所の所在地）
 届出者
 （所有者等）
 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

建築物名称			施設番号	
建築物所在地	大阪市 区		TEL _____	
変 更 事 項	1 届出者の氏名又は住所 4 構造設備 2 建築物の名称 5 建築物環境衛生管理技術者 3 建築物の用途、面積			
変 更 前		変 更 後		
届 出 事 由 発 生 年 月 日		平 成 年 月 日		
◎提出部数 2部（正・写） ◎添付書類 ・上記3の場合（特定建築物の概要〔様式2〕） ・上記4の場合（構造設備の概要〔様式3〕、給排気及び給排水 系統図並びに機器リスト） ・上記5の場合（建築物環境衛生管理技術者〔様式4〕及び建 築物環境衛生管理技術者免状の写し） ◎持参書類 建築物環境衛生管理技術者免状（上記5の場合）				保健所受付印

注意 届出は変更があった日から1ヶ月以内に提出すること ☐ 期限遵守指導済

特定建築物廃止届出書

平成 年 月 日

大阪市長

住所（法人の場合は事務所の所在地）

届出者
（所有者等）

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

印

特定建築物に該当しなくなったので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条第 3 項の規定により次のとおり届け出ます。

建築物名称		施設番号	
建築物所在地	大阪市 区 TEL		
廃止の理由			
廃止年月日	平成 年 月 日		
管理技術者の氏名		免状番号	第 号
◎提出部数 2 部（正・写）			保健所受付印

注意 届出は廃止した（該当しなくなった）日から 1 ヶ月以内に提出すること □ 期限遵守指導済

給水用防錆剤使用届出書

平成 年 月 日

大阪市長

住所（法人の場合は事務所の所在地）

届出者
（所有者等）

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

特定建築物における給水用防錆剤の使用を開始したので、建築物環境衛生維持管理要領第二の4の(4)に基づき下記のとおり、届け出ます。

建 築 物 の 名 称		施設番号	
建 築 物 の 所 在 地	大阪市 区 TEL		
防 錆 剤 管 理 責 任 者	氏 名		
	住 所		
防 錆 剤 使 用 年 月 日	平成 年 月 日より使用開始		
防 錆 剤 の 種 類	種 号（薬品名）		
防 錆 剤 の 注 入 方 法	注入ポンプ方式 ・ バイパス方式		
防 錆 剤 の 使 用 量	ℓ ・ kg／月		
◎提出部数 2部（正・写） ◎添付書類 防錆剤管理責任者講習会修了証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し ◎持参書類 防錆剤管理責任者講習会修了証書又は建築物環境衛生管理技術者免状			保健所受付印

注意 届出は防錆剤の使用を開始した日から1ヶ月以内に提出すること ☐ 期限遵守指導済

給水用防錆剤使用届出事項変更届出書

平成 年 月 日

大阪市長

住所（法人の場合は事務所の所在地）

届出者
（所有者等）

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

印

特定建築物における給水用防錆剤使用届出書の記載事項に変更が生じたので、建築物環境衛生維持管理要領第二の4の(4)に基づき下記のとおり届け出ます。

建築物名称			施設番号	
建築物所在地	大阪市 区		TEL	
変更事項	1 防錆剤管理責任者 2 防錆剤の種類・注入方法・使用量 3 防錆剤使用廃止			
変 更 前		変 更 後		
◎提出部数 2部（正・写） ◎添付書類 ・1の場合（防錆剤管理責任者講習会修了証書の写し又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し） ◎持参書類 防錆剤管理責任者講習会修了証書又は建築物環境衛生管理技術者免状				保健所受付印

注意 届出は変更、廃止した日から1ヶ月以内に提出すること ☐ 期限遵守指導済

平成20年度特定建築物維持管理状況報告書

施設名称			施設番号(注)	A
所在地			(注)封筒に記載の番号をご記入下さい	
報告者	ビル管理技術者氏名・所属			連絡先 TEL
	担当者氏名・所属			連絡先 TEL

1. 平成20年度建築物維持管理状況

(平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理状況)

(1) 空気環境管理

調 査 項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
空気環境測定実施(2月ごと) ※1													
管理基準不適合項目 ※2													
冷却塔 (冷却水) ※1	定期点検(月1回)												
	定期清掃(年1回)												
	供給水に必要な措置 (水道水以外の場合)												
加湿装置 ※1	定期点検(月1回)												
	定期清掃(年1回)												
	供給水に必要な措置 (水道水以外の場合)												
排水受け	定期点検(月1回)												

(2) 給水管理

調 査 項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水質検査 実施 ※1	省略不可項目 (10項目・6月ごと)												
	省略可能項目 (5項目・6月or1年ごと)												
	消毒副生成物 (12項目・6～9月に年1回)												
水質基準不適合項目 ※2													
遊離残留 塩素検査 実施	検査の実施 (週1回) ※3												
	基準適合状況 (0.1mg/l以上) ※4												
貯水槽清掃実施(年1回) ※1													
簡易専用水道定期検査の実施日 (年1回) ※5													

(3) 清掃及びねずみ等の防除

調 査 項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排水設備の清掃の実施 (6月ごと) ※1												
大掃除の実施 (6月ごと) ※1												
ねずみ等統一的調査の実施 (6月ごと) ※1												

(4) 帳簿書類の管理

調 査 項 目	関連 図面	空気環境 管理	給水管理	排水管理	清掃管理	ねずみ等防 除	雑用 水管理
帳簿書類備え付け ※6							

※1 実施月の欄に「月日」を記入してください。

※2 不適項目があれば記入してください。

※3 適合の場合(規定の回数もしくはそれ以上の回数)は「○」、不適合の場合(検査を実施していない場合も含む)は「×」を記入してください。

※4 1ヵ月間全て適合の場合は「○」、1度でも不適合の場合は「×」を記入してください。

※5 実施月の欄に厚生労働大臣登録検査機関における定期検査の実施日を記入してください。

※6 帳簿書類を備え付けていれば「○」を記入してください。

2. 中央式給湯設備の維持管理等について

(1) 中央式給湯設備(建物内の一定の場所に加熱器、貯湯槽などを設け、配管によって各所へ給湯する設備)を設けていますか。

1 はい 2 いいえ

～ (1) で「はい」と回答された方のみ以下の項目にお答えください。 ～

(2) 貯湯槽内の温度を測定していますか。

1 はい(温度: °C) 2 いいえ

(3) 末端の給湯栓の温度を測定していますか。

1 はい(温度: °C) 2 いいえ

(4) 貯湯槽の清掃を実施していますか。

1 はい(頻度: 回/年) 2 いいえ

(5) 次に給湯栓における水質検査についてお伺いします。

① 遊離残留塩素濃度の検査を実施していますか。

1 はい(頻度: 回/週) 2 いいえ

①で「はい」と回答された方のみ②にお答えください。

② 遊離残留塩素濃度の検査結果は0.1mg/L以上(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)ですか。

1 はい 2 いいえ

③ 遊離残留塩素を除く水質検査(一般細菌、大腸菌など同封しております「特定建築物の水質検査項目・頻度及び基準」)を実施していますか。

1 はい 2 いいえ

Ⅲ. 産業廃棄物編

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律関連)

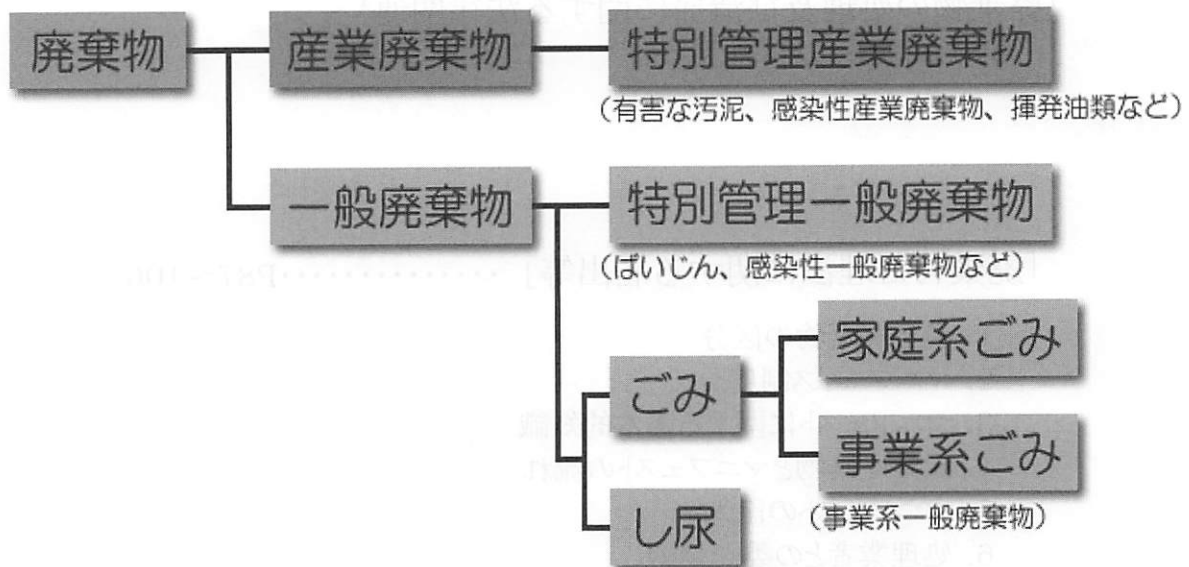
「廃棄物処理法に関する届出等」……………P87～106

1. 産業廃棄物の区分
2. マニフェイス制度
3. マニフェストに関する基本的知識
4. 産業廃棄物とマニフェストの流れ
5. マニフェストの記入法
6. 処理業者との委託契約
7. PCB 廃棄物の保管に関する届出及び各種様式
8. アスベスト(石綿)に関する相談窓口・診断窓口について

1.産業廃棄物の区分

1.1産業廃棄物とは

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区別され、「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた、自ら利用できなくなったり、他人に有償で売却できないために不要になったものを言います(下図参照)。一方、「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外のものを言い、家庭からのごみやし尿、事業所からの紙くずなどが該当します。廃棄物処理法で定める廃棄物とは、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、動物の死体その他の汚物又は不要物で固形状または液体状のもの全てを指します(ただし、放射性廃棄物は除きます)。



※事業系一般廃棄物とは以下のものを指します。

- 事業所、工場、商店等から出る紙くず、布きれ、梱包に使用した木くず、ダンボール等
- 飲食店、食堂等から出る残飯、厨芥類
- 小売店等から排出される野菜くず、魚介類等

廃棄物の中でも爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのあるものを「特別管理産業廃棄物」又は「特別管理一般廃棄物」として指定しています。特別管理産業廃棄物は、引火性の廃油、医療機関からの感染性廃棄物、工場からの有害物質を含む汚泥などがあります。

1.2産業廃棄物の種類

産業廃棄物とは、事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類のものをいいます。

食品製造業、農林水産業から出る主な産業廃棄物



産業廃棄物の種類(表1)

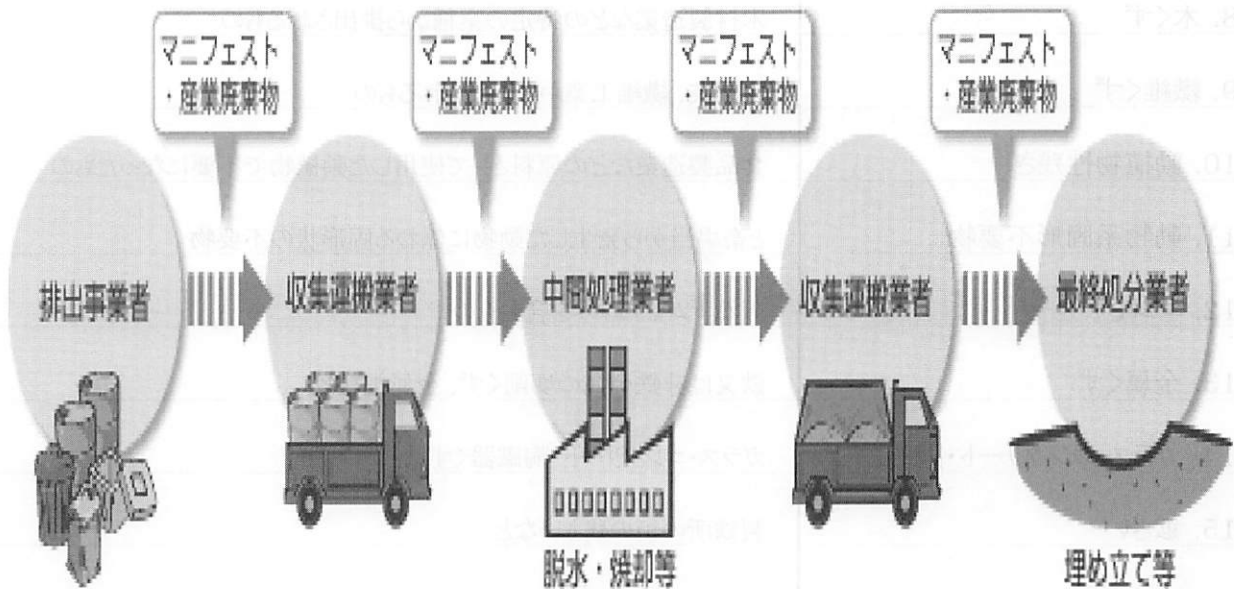
種 類	内 容
1. 燃えがら	焼却残灰など
2. 汚泥	工場廃水处理や物の製造工程などから排出される汚泥状のもの
3. 廃油	潤滑油、洗浄用油、食用湯などの不要になったもの
4. 廃酸	酸性の廃液
5. 廃アルカリ	アルカリ性の廃液
6. 廃プラスチック類	プラスチック類の不要になったもの
7. 紙くず	建設業、紙製造業、製本業など特定の業種から排出されるもの
8. 木くず	木材製造業などの特定の業種から排出されるもの
9. 繊維くず	建設業、繊維工業から排出されるもの
10. 動植物性残さ	食品製造業などの原料として使用した動植物で不要になったもの
11. 動物系固形不要物	と畜場等から発生した動物に係わる固形状の不要物
12. ゴムくず	天然ゴムくずのみを含むもの
13. 金属くず	鉄又は非鉄金属の切削くず、金属屑など
14. ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くずなど
15. 銲さい	製鉄所の炉の残さいなど
16. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片など
17. 動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
18. 動物の死体	畜産農業から排出されるもの
19. ばいじん	工場の排ガスを処理して得られるばいじん
20. 上記の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固形物など)	

<http://www.shokusan.or.jp/manifest/main/kinyuu/index.html>

2. マニフェスト制度

マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しなが、処理の流れを確認するしくみです。

それぞれの処理後に、排出事業者が各業者から処理終了を記載したマニフェストを受取することで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することができます。これによって、不適正な処理による環境汚染や社会問題となっている不法投棄を未然に防ぐことができます。



※委託処理する産業廃棄物はマニフェストで管理することが法律で義務づけられています。

3. マニフェストに関する基本知識

3. 1. 排出事業者が記入するA票

(1) A票の記載は排出事業者が実施

マニフェストのA票は、本来、排出事業者が記入し、廃棄物と同時に収集運搬業者に交付するものとされています。しかし、実際には、委託契約先である収集運搬業者が必要事項を印字したマニフェストを使用していることが多いのが現状です。その場合、少なくとも、印字されている内容が正しいかどうか、契約書(又は契約書をもとに作成したチェックリストなど)を元に確認することが不可欠です。このチェックは、記載事項の正確性だけでなく、E票まできちんと印字されているかどうかの確認も含めて実施します。

(2) A票の法定記載事項

A票の法定記載事項は、以下の13項目とされています。

①管理票の交付年月日及び交付番号

全国産業廃棄物処理連合会が発行するマニフェストを使用する場合には、あらかじめ交付番号が印刷されているので、新たに記載する必要はありません。交付番号の横にある整理番号は、管理票交付者が自らの管理方法により自由に記載できます。もちろん、記載しなくても何ら問題ありません。

②管理票交付担当者の氏名

管理票交付担当者の氏名とは、事業者の氏名又は名称ではなく、実際に管理票の交付を担当した従業員の氏名を記載すること、とされています。なお、この欄への押印は必ずしも必要とはされていません。

③(排出事業者の)氏名又は名称及び住所

氏名又は名称は、商号を、住所は本店所在地を記入します。

④産業廃棄物を排出した事業場の名称及び住所

実際に産業廃棄物を排出した工場等の名称及び住所を記載します。

⑤産業廃棄物の種類

法第2条第4項及び令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則とし、特別管理産業廃棄物である場合にはその旨を記載しなければなりません。全国産業廃棄物処理連合会が発行するマニフェストを使用する場合には、該当する種類にチェックを入れることになります。なお、石綿含有産業廃棄物が含まれている場合には、別途、その旨を記載します。

⑥産業廃棄物の数量

A票の記載で忘れがちなのが、産業廃棄物の数量です。この欄への記載は交付の時点でなされていることが必要であり、回付されたB2票以下を参考に後で記載することは違反行為となります。ただし、記載する数量は必ずしも厳密なものでなくともよく、概ね合致すればよいとされています。なお、重量、体積、個数などその単位系は限定されていません。

⑦産業廃棄物の荷姿

バラ、ドラム缶、ポリ容器など具体的な荷姿を記載します。

⑧当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地

全国産業廃棄物処理連合会が発行するマニフェストを使用する場合には、『委託契約書通り』の欄にチェックをします。また、「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいうことから、委託した産業廃棄物に

ついて中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分される場合には、再生処理施設と最終処分場のいずれも記載しなければならないこと、とされています。

⑨運搬を受託した者の氏名又は名称及び住所

収集運搬の委託契約を締結した収集運搬業者の氏名又は名称及び住所を記載します。

⑩運搬先の事業場の名称及び住所

実際に処分を行う事業場の名称及び住所を記載します。

⑪処分を受託した者の氏名又は名称及び住所

収集運搬の委託契約を締結した収集運搬業者の氏名又は名称及び住所を記載します。

⑫運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、その積替え又は保管を行う場所の所在地

積替え又は保管を行う場合にのみ記載します。

⑬石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量

石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を、別途、記載します。

(3) 収集運搬業者への交付

記載が終了したマニフェストは、委託する産業廃棄物と同時に収集運搬業者へ引き渡します。その際、収集運搬業者が受託のサインを記載しますが、その確認も大切な事項です。もし、委託契約先と異なる業者が引き取りにきているようなことがあれば、再委託となり排出事業者が書面で了解していない以上、違法行為となります。

(4) A票の保管義務

廃棄物処理法上、排出事業者が5年間保存すべきものは、B2、D、E票とされており、A票自体には保存の義務はありません。しかし、もともとの起点となるのはA票ですので、回付されたB2、D、E票とともに時系列に保管しておいたほうが、管理上も利点が多くよいと思います。

3. 2. 回付された B2、D、E票の確認事項

(1) B2 の回付と確認事項

B2 票は、収集運搬の終了を確認するものです。回付された時点で記入されていない事項は、①運搬終了年月日、②処分会社名、③処分担当者名、④受領印、⑤有価物拾集量とされています。また、B2 票は交付日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は、60日)以内、かつ、運搬終了日から10日以内に返送されている必要があります。

ここでの注意点は、上記の項目が正確に記載されていることと、不要な事項が記載されていないか、という点です。処分会社については当然、委託契約先に間違いはないか

確認を要しますし、引渡しから運搬終了日の期間が必要以上に多い場合には、その理由を確認するなどしておいたほうがよいと思われます。

(2) D票の回付と確認事項

D票は中間処理の終了を確認するものです。回付された時点で記入されていない事項は、処分終了年月日です。また、D票は交付日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は、60日)以内、かつ、処分終了日から10日以内に返送されている必要があります。ここでの注意点は、上記の項目が正確に記載されていることと、不要な事項が記載されていないか、という点です。処分会社については当然、委託契約先に間違いはないか確認を要します。

(3) E票の回付と確認事項

E票は最終処分の終了を確認するものです。回付された時点で記入されていない事項は、①最終処分終了年月日、②最終処分を行った場所の所在地、です。また、E票は交付日から 180 日以内、かつ、2次マニフェストE票の返送日から 10 日以内に返送されている必要があります。2次マニフェストE票の返送日は、排出事業者には確認できませんので、最終処分終了年月日から 20 日以内に返送されているかどうかを目安にするとよいと思います(最終処分業者から中間処理業者へのE票の返送が10日以内、そこから10日以内の返送を目安とする)。

ここでの注意点は、上記の項目が正確に記載されていることと、不要な事項が記載されていないか、という点です。最終処分を行った場所の所在地については当然、委託契約書に記載された場所と間違いないか確認を要します。

焼却による中間処理をし、その焼却灰を最終処分する場合、どの焼却灰がどの排出事業者のものであるか、実際には区別することは困難です。中間処理業者は、自らの処理施設の能力と最終処分場の受入量を勘案して、2次マニフェストを交付していく場合がほとんどですので、中間処理終了日から最終処分終了日の間隔がある程度開いている場合もあると思います。しかし、前述したように排出事業者がマニフェストを交付してから 180 日以内に返送されない場合には、マニフェストの措置内容等報告書を作成する必要性が生じますので、注意が必要です。

なお、中間処理業者が焼却灰などを最終処分場へ自ら運搬する場合には、収集運搬の許可必要とされています。中間処理業者との委託契約の際には、その点につきあらかじめ確認をしておくことが、排出事業者のリスクヘッジとして重要であると思います。

3. マニフェストをめぐる各種報告書

(1) マニフェストの措置内容等報告書

管理票交付者は、B2票、D票につき 90 日(特別管理産業廃棄物の場合は 60 日)、E票につき 180 日以内に、管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、上記の期間が経過した日から 30 日以内に、報告書(則様式第 4 号)を都道府県知事に提出するものとする、とされています。

この規定は、報告書の作成・報告だけではなく、状況の確認及び生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずることを求めるものとなっている点に注意が必要です。報告書の作成はともかく、支障の除去などの措置は費用も発生することから、マニフェストの返送期間が迫ってきた段階で収集運搬業者、処分業者に確認をとり、必要があればその段階で自治体へ相談するほうがよいと思います。そのためには、マニフェストの流れを絶えずチェックできる体制や仕組みを整えておく必要があるといえます。

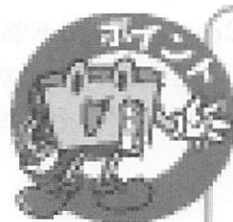
(2) マニフェスト交付状況等報告書

前述の通り、平成 20 年 6 月 30 日からの報告が義務化されました。この規定は、産業廃棄物の排出量やマニフェストの交付枚数などに関係なく適用されます。すなわち、電子マニフェスト制度を導入している場合以外は、たった1枚でもマニフェストを交付した場合には、マニフェスト交付状況等報告書の作成・報告が必要となります。

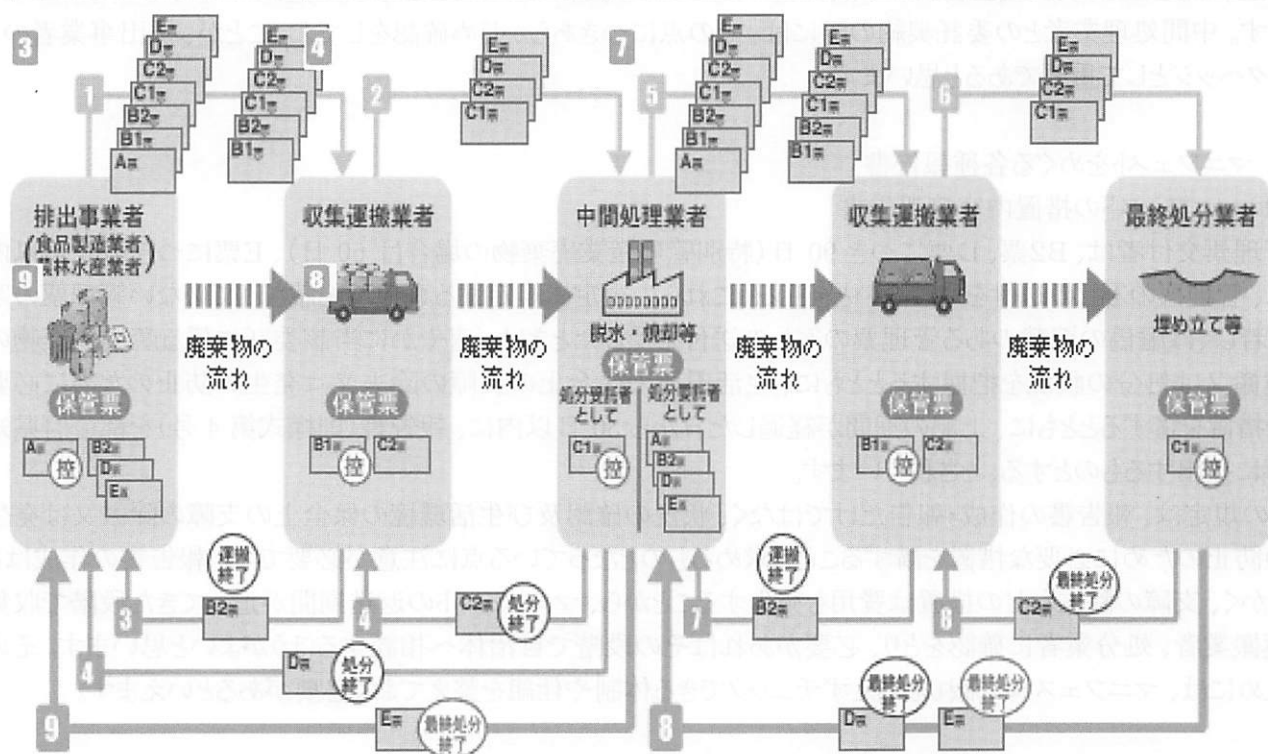
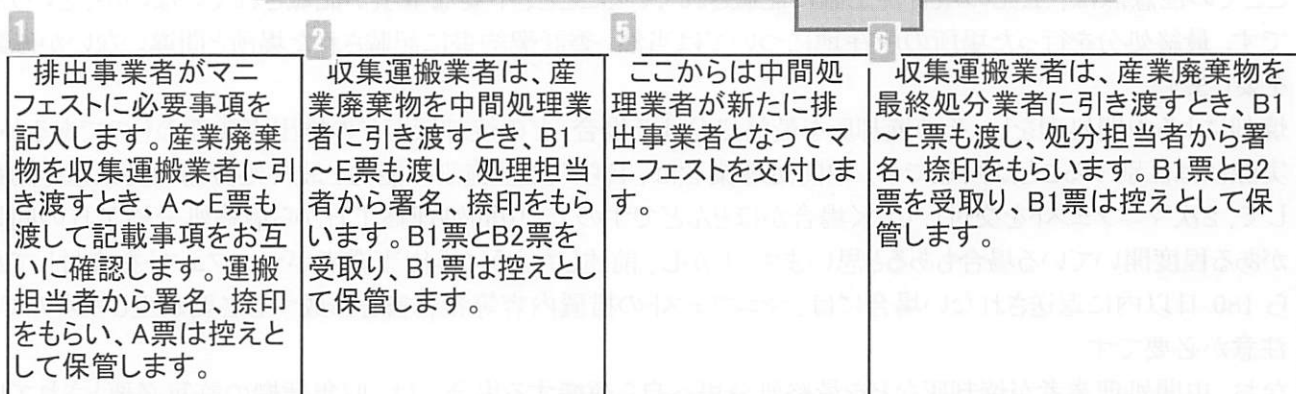
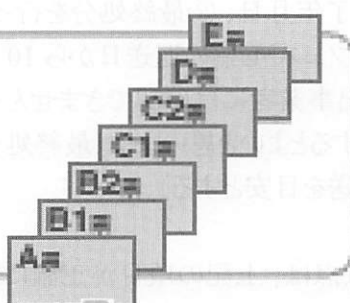
未提出の場合の罰則規定等は、現在のところ規定されていませんが、自治体によっては条例等において先行した制度を適用し、公表・勧告などの規定を置いているところもあります。いずれにせよ、マニフェストの管理については、組織的な体制と仕組みが求められていることに留意する必要があるといえるでしょう。

4. 産業廃棄物とmanifestの流れ

業者から業者へ、産業廃棄物とともにmanifestを渡して行きます。排出事業者は、それぞれの処理終了後に、各業者から処理終了のmanifestを受け取ることで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたかが確認できます。



manifestは廃棄物の種類ごとに行き先（処分事業場）ごとに、交付する必要があります。



manifestの保存義務

排出事業者はA票、B2票、D票、E票を、収集運搬業者はB1票、C2票を、処分業者はC1票をそれぞれ5年間保存する義務があります。

manifestの確認義務

排出事業者は、委託業者からB2票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、委託契約書どおり処理が行われたか確認します。

manifest交付日から90日以内にB2票、D票が、180日以内にE票が返送されない場合は、委託した廃棄物の状況を把握し、適切な措置を講じ、都道府県知事等に報告する義務があります。

5. マニフェストの記入法

マニフェストには、産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名、最終処分の場所などを記入します。具体的な記入方法を(社)全国産業廃棄物連合会が発行している7枚複写式の産業廃棄物管理票(マニフェスト)で見てみましょう。なお、産業廃棄物管理票は、各都道府県の産業廃棄物協会で購入できます。

ポイント: マニフェストは、排出事業者みずから正確に記入しなければなりません。

排出事業者欄
排出事業者の名称・住所・電話番号を記入します。

産業廃棄物欄
産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックマークを入れ、名称、数量、荷姿、処分方法などを記入します。

運搬受託者欄
産業廃棄物を運搬する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

処分受託者欄
産業廃棄物を処分する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

運搬担当者の記入欄
実際に運搬を引き受けた者が署名捺印します。

交付年月日欄
マニフェストを交付した年月日を記入します。

交付担当者欄
交付した担当者が署名捺印します。

排出事業場欄
実際に産業廃棄物を出す場所の名称・所在地・電話番号を記入します。

中間処理業者の記入欄
ここは記入不要です。

最終処分の場所欄
「委託契約書記載のとおり」をチェックするか、産業廃棄物が最終処分される処分場の名称・所在地・電話番号を記入します。

運搬先の事業場欄
産業廃棄物が搬入される処分業者の処分事業場の名称・所在地・電話番号を記入します。
(中間処理を行う場合は中間処理業者の処分事業場の名称・所在地等を記入します)

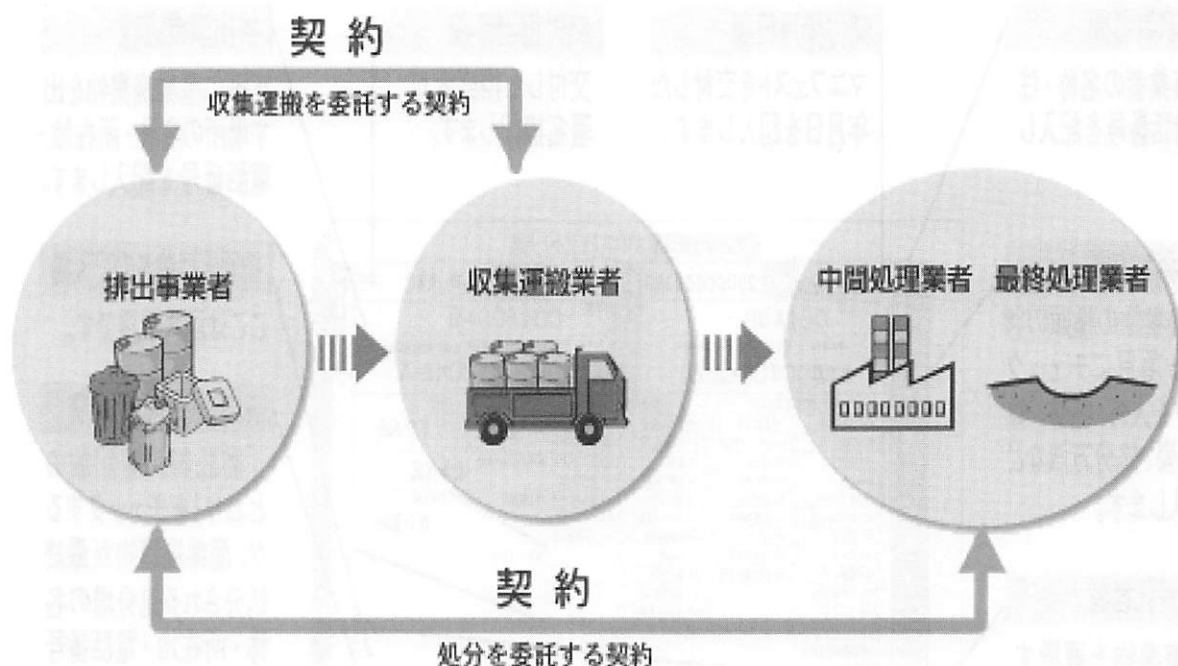
処分業者の記入欄(斜線部)
最終処分終了年月日、最終処分を行った場所などが記入されます。

照合確認書
B2票、D票、E票が返送されてきたら、それぞれA票と照合確認し、その日付を記入します。

★記入が不要の欄には斜線を引きます。

6. 処理業者との委託契約

産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者は収集運搬業者と処分業者それぞれと直接、書面で委託契約を結ばなければなりません。委託契約書は、契約終了日から5年間、保存することが義務づけられています。



中間処理のある場合: 収集運搬業者と中間処理業者、それぞれと直接、書面で委託契約を結びます

中間処理のない場合: 収集運搬業者と最終処分業者、それぞれと直接、書面で委託契約を結びます

委託契約にあたっての注意事項

- 都道府県知事の許可を受けていること
- 委託する内容が許可内容とあっていること
- 処理基準を満たしていること

処理業者と委託契約を結ぶにあたっては、相手の業者が都道府県知事等の許可を受けているかどうか、委託する産業廃棄物の取り扱いが許可を受けている範囲かどうか、処理基準を満たしているかどうかなどを確認する必要があります。

これらは委託する業者の「産業廃棄物処理業許可書」で確認できます。

取り扱うことのできない廃棄物の処理を委託したり、処理能力が不十分な業者に委託すると罰則(委託基準違反)を受けます。

7. PCB廃棄物の保管に関する届出及び届出様式

7. 1. ポリ塩化ビフェニル(PCB)とは

PCBは、不燃性で電気絶縁性にすぐれ、化学的に安定であるなどの特性を持つことから、熱媒体やトランス及びコンデンサの絶縁油など幅広い用途に使用されてきました。しかし、昭和43年のカネミ油症事件をきっかけに、昭和47年に製造が中止されるとともに適正保管が義務づけられ、昭和49年以降は製造・輸入・使用が原則禁止となっています。

電路として使用中の場合及び試験研究に用いる場合に限り、その使用が認められており、現在も大阪府内で約2万台の使用が確認されています。使用中の機器についても、将来的に廃棄物になれば保管・処分していただくことになります。

●PCB廃棄物の例

- * PCB廃油、PCBを含有する絶縁油を封入している電気機器、
- * PCB油が付着した金属容器、PCB油が染み込んだウエスなど

7. 2. PCB廃棄物保管状況等に関する届出、届出様式

成13年6月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により以下の届出が義務づけられています。

①「PCB廃棄物保管及び処分状況等届出書」 様式第一号(一)(第1面～第5面)

毎年6月30日までに、前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分の状況について、知事(大阪市、堺市、東大阪市、高槻市域の場合は各市長(以下「知事等」という))に届出を行わなければなりません。また、届け出た内容は、公衆の縦覧に供することにより公表されます。

②「承継届出書」 様式第三号(第1面・第2面)

相続や合併、分割が行われることにより、PCB廃棄物が承継される場合は、承継を受けた方が承継を受けた日から30日以内に知事等に届出を行わなければなりません。

③「保管事業場の変更届出書」 様式第二号

保管場所を変更したときは、変更後10日以内に、変更前及び変更後の各保管場所を管轄する知事等に届出を行わなければなりません。

PCB廃棄物ホームページ

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/shidou/to-ijgyousya/waste/pcb/idou.html>

事業所番号

—

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出（保管事業者用）

平成 年 月 日

大阪府知事 殿

届出者
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
資本金の額又は出資の総額
従業員数
業 種

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況等を届け出ます。

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地		電話番号	

①前年度の 4 月 1 日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量（単位）	廃棄物の型式等				保管の状況				参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等	容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ	
合 計											

（日本工業規格 A 列 4 番）

(第2面)

②前年度中に新たに発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量（単位）	廃棄物の型式等				発生年月日	発生場所	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等			
合 計									

③前年度中に他の事業場から移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量（単位）	廃棄物の型式等				移動年月日	移動元の事業場の名称及び所在地	移動元での番号	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等				
合 計										

(第3面)

④前年度中に他の事業場へ移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				移動年月日	移動先の事業場の名称及び所在地	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等			
合 計									

⑤前年度中に自ら処分したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				処分年月日	処分方法	処分後の廃棄物の種類、 処分方法及び処分先	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等				
合 計										

(第4面)

⑥前年度中に処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物 (電子情報処理組織の使用の有無:)

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				運搬方法	引渡し年月日	処分受託者の名称及び事業場の所在地	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等				
合 計										

⑦前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				保管の状況				参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等	容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ	
合 計											

(第5面)

⑧ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				使用の状況	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等		
合 計								

⑨届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額				
法人の名称	所有する株式の数、出資口数又は出資価額	住所	代表者の氏名	資本金の額又は出資の総額
	割合			

(第6面)

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、6月30日までに提出すること。
 2. 「業種」には、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）による分類を記入すること。
 3. 「⑧ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」には、今度、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となり得るポリ塩化ビフェニルを使用する製品について記入すること。
 4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。（例： 高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。）
 5. 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物にあつては種類ごとにそれぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成19年度の状況を届け出る場合の例：19-001）を、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品にあつては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であつて種類ごとに整理番号を付することができないときは、保管する容器ごとに番号を付すること。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 6. 「量（単位）」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であつて台数（個数）を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
 7. 「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入すること。（例：「耐食性の金属容器で保管」「容器に収納されていない」）
 8. 「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 9. 「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 10. 「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
 11. 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。（例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ポリ塩化ビフェニルの含有量△%」）
 12. 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニルを使用する製品）の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
 13. 「処分方法」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の方法を具体的に記入すること。（例：焼却、脱塩素化分解）
 14. 「処分後の廃棄物の種類、処分方法及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類、処分方法及び処分先を記入すること。
 15. 「運搬方法」の欄には、自社運搬又は委託運搬の別を記入すること。
 16. 「引渡し年月日」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を運搬業者又は処分業者に引き渡した年月日を記入すること。
 17. 「処分受託者の名称及び事業場の所在地」の欄には、処分受託者の名称及び処分受託者が受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を実際に行う事業場の所在地を記入すること。
 18. 「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入すること。（例：「○×工場の第一機械室で変圧器として使用」）
 19. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬又は処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第2項から第4項まで又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
 20. 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物又は使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、その前年度までに届出書に写真を添付していないものについては、整理番号ごとにそれぞれの廃棄物が特定できる写真を添付すること。
 21. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 22. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

承継届出書

平成 年 月 日

都道府県知事
(市長又は区長)

殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号

資本金の額又は出資の総額

従業員数

業 種

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項の規定に基づき、事業者の地位を承継したので、届け出ます。

被 承 継 人 に 関 する 事 項	被 承 継 人	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあっては、名 称及び代表者の氏名〕	
		住 所	電話番号
	法 定 代 理 人	(ふりがな) 氏 名	
		住 所	電話番号
承 継 人 に 関 する 事 項	承 継 人	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあっては、名 称及び代表者の氏名〕	
		住 所	電話番号
	法 定 代 理 人	(ふりがな) 氏 名	
		住 所	電話番号

(日本工業規格 A列4番)

(第二面)

承継の年月日	平成 年 月 日
承継の原因	
事業場の所在地	
事業場の名称	
所在地	電話番号

- 備考 1. 「業種」の欄には、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）による分類を記入すること。
2. 被承継人が複数ある場合には、「被承継人に関する事項」の欄を追加して、すべての被承継人に関する事項を記入すること。
3. 法定代理人の欄には、該当する場合に記入すること。
4. 「事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場を記入すること。
5. 事業場が複数ある場合には、「事業場の所在地」の欄を追加して、すべて事業場に関する事項を記入すること。
6. 次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付すること。

① 相続

イ 被相続人との続柄を証する書類

ロ 相続人の住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し。ハにおいて同じ。）

ハ 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し

② 合併又は分割

イ 合併契約書又は分割契約書の写し

ロ 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業者の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部を承継した法人の定款及び登記簿の謄本

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書

平成 年 月 日

都道府県知事 様
(市長又は区長)

届出者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
資本金の額又は出資の総額
従業員数
業 種

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第6条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場を変更したので届け出ます。

①変更前の事業場 【事業所番号： - 】

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		

②変更後の事業場 【事業所番号： - 】

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		

③ 移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番 号	移動数及び 量 (単位)	廃 棄 物 の 型 式 等				移動年 月日	変更前の事業場の名称及び所在地	変更前の事業場 における番号	参考事項
			製造者名	型式及び製造番号	製造年月	定格及び容量等				
合 計										

8. アスベスト(石綿)に関する相談窓口・診療窓口について

大阪府では、このアスベスト(石綿)に関する、健康への影響や環境等に関する府民からの問合せに応じるため、次のとおり、問い合わせ内容に応じた相談窓口を開設されています。また、アスベストが原因と思われる胸痛、息切れ、咳などの自覚症状のある方に対して診療に応じるための診療窓口を設置していますので、ご参照下さい。

大阪府の総合相談窓口

<http://www.pref.osaka.jp/jigyoshoshido/asbestos/toiawasesaki.html>

問合せ内容	所管部署	電話番号
大気汚染防止法(建築物等の解体等作業)に関すること	環境農林水産部環境管理室事業所指導課担当地域指導グループ※4	※4
アスベスト産業廃棄物(建設系除く)に関すること	(政令市(※2)の区域を除く府域)	
健康相談に関すること	健康福祉部保健医療室地域保健感染症課保健所グループ	06-6944-6697,
	または各保健所	06-6944-3288
		(ダイヤルイン)
建設系アスベスト産業廃棄物に関すること	環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課建設廃棄物指導グループ	06-6944-9230
	(政令市(※1)の区域を除く府域)	(ダイヤルイン)
建設リサイクル法の届出物件に関すること	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課建設環境・設備グループ	06-6944-9339
	(特定行政庁(※3)を除く府域)	(ダイヤルイン)
吹付けアスベスト除去等(建築基準法関係)に関すること	住宅まちづくり部建築指導室建築安全課建設安全・監察第二グループ	06-6944-6282
		(ダイヤルイン)
特定建築物等に関すること	健康福祉部環境衛生課生活衛生グループ	06-6944-9180
	(政令市(※1)の区域を除く府域)	(ダイヤルイン)
府が所有している施設に関すること	住宅まちづくり部公共建築室計画課計画・保全グループ	06-6944-7963
		(ダイヤルイン)
府立の学校施設に関すること	教育委員会事務局施設課	06-6944-9385
		(ダイヤルイン)
上記以外のことで、アスベストに関すること	環境農林水産部環境管理室事業所指導課北大阪地域指導グループ	06-6944-6498
		(ダイヤルイン)
※1 政令市(大阪市、堺市、高槻市、東大阪市)		
※2 政令市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市)		
※3 特定行政庁(大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市)		
※4(※2を除く)		

各種届出様式

(水質汚濁防止法関係の届出様式を除く)

○下水道法関係……………P113～127

- ・ 様式第5……………公共下水道使用開始届 (第6条関係)
- ・ 様式第4……………公共下水道使用開始(変更)届 (第6条関係)
- ・ 様式第6……………特定施設設置届(法12条の13条1項)
(別紙—1、別紙2—1、2—2、別紙—3)
- ・ 様式第7……………特定施設使用届出書(法12条の13条2項、3項)
- ・ 様式第8……………特定施設の構造等変更届出書(法12条の4)
(※別紙—1、別紙2—1、2—2、別紙—3)
- ・ 様式第12……………継承届出書(法12第8条の3)

○大阪市条例

- ・ 様式第6号……………除害施設設置等計画書(条例10条の2第2)
(※別紙—1、別紙2—1、2—2、別紙—3)
- ・ 様式第6号の3……汚水排除承認申請書

※本篇は、大阪市の届出様式の鏡のみを掲載いたしましたので、各届出書別紙は、下記のホームページご参照ください。

大阪市のホームページ

www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010843.html

IV. 除害施設編

1. 工場・事業所の排出規制（公共下水水道を使用する場合）

1. 1. 工場・事業上の下水を下水に排除する場合のルール

- ① 下水道が整備されたら、どんな下水でも下水管に流せるかというとそうではありません。下水道施設の働きをいつも正常に保持するため、下水道法では、下水道に排除する水質の基準を定めています。
- ② 工場・事業場は、この水質基準を超える下水を排除することはできません。水質基準を超えるおそれのある下水は、汚水処理施設（除害施設）を設けるなど、何らかの措置をしてから下水道に排除しなければなりません。
- ② これら工場・事業場のうち特定事業場及び除害施設の設置を要する工場・事業場には、下水道法により届出が義務づけられています。
- ③ 以上のほか、a. 自社の下水の水質を測定する義務や、b. 除害施設の維持管理状態について報告しなければならないなどのきまりがあります。

1. 2. 特定施設

特定施設とは、人の健康を害するおそれのあるもの、または生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められたものを言います。なお、特定施設を設置している工場又は事業場を特定事業場といます。

1. 3. 除害施設

除害施設とは、公共下水道の施設を損傷するおそれのある下水を排除する工場や事業場などが設置するもので、下水から障害を除外するために必要な施設のことを言います。

1. 4 除害施設の設置等の届出

下水道に排除する水質の基準に適合させるため、除害施設の設置など何らかの措置をしようとする場合には、事前にその計画を届け出ることが必要です。

1. 5. 公共下水道使用開始等の届出（下水道法第 11 条の 2）

次のいずれかに該当する場合は、届出を行う必要があります。

届出を要する場合	届出の内容	様式
① 日最大汚水量が 50 m ³ 以上の下水を排除して公共下水道を使用しようとする場合 ② 次項表の水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする場合 ③ ①②の届出を行った者が、下水の量又は水質を変更しようとする場合	✧ 汚水の水量 ✧ 汚水の水質 ✧ 使用開始（変更）の時期 ✧ 除害施設を要する場合は、その概要	公共下水道使用開始（変更）届 （下水道法施行規則：様式第 4）
④ 特定施設の設置者が公共下水道を使用しようとする場合（①②の届出を行ったものを除く）	✧ 使用開始の時期 ✧ 特定施設の種類	公共下水道使用開始届 （下水道法施行規則：様式第 7）

2. 1. 下水道への排除基準

下水道に排除する場合の水質基準は、次のとおりです。

公共下水道への排除基準(公共用水域の排水基準に相当)は、業種や事業場の排水量によってその扱いが異なります。特に特定施設を有する特定事業場は、一般の事業場と異なり、基準の違反に対し直罰規定がもうけられています。

1) 有害物質項目

水質項目	規制値(次の数値を超えるもの)
カドミウム	0.1 mg/L
シアン	1mg/L
有機りん	1mg/L
鉛	0.1 mg/L
6 価クロム	0.5 mg/L
ひ素	0.1 mg/L
総水銀	0.005 mg/L
アルキル水銀	検出されるもの
PCB	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン	0.1mg/L
ふつ素	8mg/L
ほう素	10 mg/L
☆ダイオキシン類	10pg-TEQ/L
温度	45 度以上(40度以上)
水素イオン濃度	水素指数5以下又は9以上(5.7 以下又は 8.7 以上)

2) 生活環境項目

△生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300)mg/L以上
△浮遊物質(SS)	600(300)mg/L以上
油分	鉱物油5mg/L(※4又は3mg/L)
	動物植物油脂類30mg/L(※20 又は 10 mg/L)
よう素消費量	220mg/L
フェノール類	5mg/L
クロム	2mg/L

銅	3mg/L
亜鉛	2mg/L
鉄(溶解性)	10mg/L
マンガン(溶解性)	10mg/L
※色又は臭気	放流先で支障をきたすもの
()の数値製造業の事業場から一定量以上多量に排除する場合のもの ※印は、大阪府条例により、2600mg/Lまで一定条件のもとに市長の承認を受けて排出することができます。 ☆印は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)に該当する下水処理場の処理区域内の工場・事業場に適用されます。	

2. 2. 水質の測定

公共下水道を使用する特定施設の設置者は、下水の水質を測定し、その結果を記録して置かなければなりません。具体的方法は、次のとおりです。(下水道法第12条の11)

イ. 水質の測定は、下水の水質の検定法に関する政令に定める検定方法で行うこと。

ロ. 水質の測定回数は、温度、水素イオン濃度については、排水の期間中1日1回以上。

生物化学的酸素要求量(BOD)については、14日を超えない排水の期間ごとに1回以上。

その他の項目については、7日を超えない排水の期間ごとに1回以上。

ハ、 水質測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取すること。

ニ、 水質の測定は、公共下水道への排水口ごとに、公共下水道に流入する直前で、公共下水道に影響の及ばない地点で行うこと。

ホ、 測定の結果は、定まった様式により記録し、5年間保存しておくこと。

2. 3. 除害施設等の維持管理

除害施設(汚水処理施設)を設置しても処理施設が十分に機能を発揮しなければ悪質下水の処理が不完全になります。又、下水道施設(特に終末処理場)に重大な被害を与える場合もありますから、よい処理水を得るためには日常の維持管理が大切です。一般的に次の事項について注意が望まれます。

イ. 除害施設等の運転管理責任者を定めて、管理責任体制を明確にする。

ロ. 除害施設等の運転日誌、月報を作成する。

記載内容：

- ◇ 処理水量、
- ◇ 原水、処理水の水質、
- ◇ 水処理薬品の使用量、在庫量、発注量、
- ◇ 装置の稼動状況、清掃、注油、部品の交換
- ◇ 発生した汚泥の量、処分の方法
- ◇ その他必要な事項

ハ. 処理水質や、装置に異常があったときは、原因の究明、適切な処置、その後の監視を十分に行うこと。

ニ. 下水道管理者に対する報告。

2. 4. 報告の聴取(下水道法第39条の2)

公共下水道の管理者は、公共下水道を適切に管理するため、必要な限度において事業場の状況、除害施設、または、その排除する下水の水質に関し、必要な報告を徴収することが出来ることになっています。

2. 5. 立ち入り検査(下水道法第13条)

公共下水道の管理者は、公共下水道の機能や構造の保全や、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、必要な限度において事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件を検査することが出来ます。

問い合わせ先

建設局下水道河川部 水質調査担当 (TEL:06-6615-7525)

住所:大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪ワールドトレードセンタービルディング(WTC コスモタワー)

各種届出様式

(水質汚濁防止法関係の届出様式を除く)

○下水道法関係……………P113～127

- ・ 様式第5……………公共下水道使用開始届 (第6条関係)
- ・ 様式第4……………公共下水道使用開始(変更)届 (第6条関係)
- ・ 様式第6……………特定施設設置届(法12条の13条1項)
(別紙—1、別紙2—1、2—2、別紙—3)
- ・ 様式第7……………特定施設使用届出書(法12条の13条2項、3項)
- ・ 様式第8……………特定施設の構造等変更届出書(法12条の4)
(※別紙—1、別紙2—1、2—2、別紙—3)
- ・ 様式第12……………継承届出書(法12第8条の3)

○大阪市条例

- ・ 様式第6号……………除害施設設置等計画書(条例10条の2第2)
(※別紙—1、別紙2—1、2—2、別紙—3)
- ・ 様式第6号の3…汚水排除承認申請書

※本篇は、大阪市の届出様式の鏡のみを掲載いたしましたので、各届出書別紙は、下記のホームページご参照ください。

大阪市のホームページ

www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010843.html

公共下水道使用開始届

年 月 日

大阪市長 様

申請者
住 所
電話番号
氏 名 印
(氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名)

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

排 除 場 所		排 水 口 数	
開 始 年 月 日	年 月 日	特 定 施 設 の 種 類	

備考

- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

公共下水道使用開始（変更）届

年 月 日

大阪市長 様

申請者
住 所
電話番号
氏 名 印
(氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名)

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので、届け出ます。

排 除 場 所			排水口数	
排 出 汚 水 の 水量又は水質	水 量 水 質	月平均 立方メートル 日最大 立方メートル 裏面のとおり		
開 始（変 更） 年 月 日	年 月 日			
処 理 方 法			施設名称	

排水口						
月 量						単 位
項 目	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	
温 度						度
アンモニウム性窒素亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量						ミリグラム／リットル
水 素 イ オ ン 濃 度						水素指数
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量						5日間、ミリグラム／リットル
浮 遊 物 質 量						ミリグラム／リットル
ノルマルヘキサン抽出物質含有量						ミリグラム／リットル
{ 鉱 油 類 含 有 量						ミリグラム／リットル
{ 動植物油脂類含有量						ミリグラム／リットル
窒 素 含 有 量						ミリグラム／リットル
磷 含 有 量						ミリグラム／リットル
沃 素 消 費 量						ミリグラム／リットル
カドミウム及びその化合物						ミリグラム／リットル
シ ア ン 化 合 物						ミリグラム／リットル
有 機 磷 化 合 物						ミリグラム／リットル
鉛 及 び そ の 化 合 物						ミリグラム／リットル
六 価 ク ロ ム 化 合 物						ミリグラム／リットル
砒 素 及 び そ の 化 合 物						ミリグラム／リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物						ミリグラム／リットル
ア ル キ ル 水 銀 化 合 物						ミリグラム／リットル
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル						ミリグラム／リットル
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン						ミリグラム／リットル
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン						ミリグラム／リットル
ジ ク ロ ロ メ タ ン						ミリグラム／リットル
四 塩 化 炭 素						ミリグラム／リットル
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン						ミリグラム／リットル
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン						ミリグラム／リットル
シス-1,2-ジクロロエチレン						ミリグラム／リットル
1,1,1-トリクロロエタン						ミリグラム／リットル
1,1,2-トリクロロエタン						ミリグラム／リットル
1,3-ジクロロプロペン						ミリグラム／リットル
チ ウ ラ ム						ミリグラム／リットル
シ マ ジ ン						ミリグラム／リットル
チ オ ベ ン カ ル ブ						ミリグラム／リットル
ベ ン ゼ ン						ミリグラム／リットル
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物						ミリグラム／リットル
ほう素及びその化合物						ミリグラム／リットル
ふつ素及びその化合物						ミリグラム／リットル
フ ェ ノ ー ル 類						ミリグラム／リットル
銅 及 び そ の 化 合 物						ミリグラム／リットル
亜鉛及びその化合物						ミリグラム／リットル
鉄及びその化合物（溶解性）						ミリグラム／リットル
マンガン及びその化合物（溶解性）						ミリグラム／リットル
ク ロ ム 及 び そ の 化 合 物						ミリグラム／リットル
ダ イ オ キ シ ン 類						ピコグラム／リットル
※						
摘 要						

備考：1. 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

2. ※印のある欄は、令第9条の9第1項第6号に該当する項目について記載すること。

3. 「摘要」の欄は、排出污水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。

4. 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

特定施設設置届出書

年 月 日

大阪市長 様

申請者
住 所
電話番号
氏 名 印

(氏名又は名称及び法人にあってはその代表の氏名)

下水道法第12条の3第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届出ます。

工場又は 事業場の名称		※ 整 理 番 号	
		※ 受 理 年月日	年 月 日
工場又は 事業場の所在地		※ 施 設 番 号	
特定施設の種類		※ 審 査 結 果	
		※ 備 考	
△ 特定施設の 構 造	別紙1のとおり。		
△ 特定施設の 使用の方法	別紙1のとおり。		
△ 汚 水 の 処理の方法	別紙2のとおり。		
△ 下 水 の 量 及 び 水 質	別紙3のとおり。		
△ 用 水 及 び 排水の系統	別紙3のとおり。		

- 備考
- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定施設の構造及び使用の方法

特定施設の構造	特 定 施 設 名 (特定施設番号)		()				()					
	型 式											
	材 質 ・ 形 状 ・ 寸 法		別図 () のとおり				別図 () のとおり					
	能 力											
	設 置 数		基				基					
	特定施設及び関連する主要機械・主要装置の配置		別図 () のとおり				別図 () のとおり					
	新設・変更の着手予定		年 月 日				年 月 日					
	完 成 予 定		年 月 日				年 月 日					
	使 用 開 始 予 定		年 月 日				年 月 日					
特定施設の使用の方法	特定施設の設置場所		別図 () のとおり				別図 () のとおり					
	特定施設を含む操業の系統		別図 () のとおり				別図 () のとおり					
	一日の使用時間 (実稼働時間)		時～時 () 時間				時～時 () 時間					
	使用の季節的変動の概要		有		無		有		無			
	使用原料又は使用薬品の種類と使用方法及び一日あたりの使用量											
	特定施設から排出される汚水の量及び水質	最 大 通 常	水量 ($\text{m}^3/\text{時}$)	水 質 (mg/L)				水量 ($\text{m}^3/\text{時}$)	水 質 (mg/L)			
その他特定施設の構造及び使用の方法について参考となる事項												

119

処 理 施 設 の 概 要

[illegible]

備考：主要な装置の構造、配置についての図面及び仕様書等を添付してください。

処理前後の水量及び水質

[illegible]

下水の量及び水質

排水口名							
排水の種類							
水質	水量 (m ³ /日)	最大	通常	最大	通常	最大	通常
単位 mg / L (pHを除く)	水素イオン濃度						
	生物化学的酸素要求量						
	浮遊物質						
	ノルマルヘキサン 抽出物質	鉱油					
	抽出物質	動植物油					
	シアン化合物						
	六価クロム化合物						
	銅及びその化合物						
	亜鉛及びその化合物						
	鉄及びその化合物 (溶解性)						
	クロム及びその化合物						
その他、下水の量及び水質について参考となる事項							

備考：水質測定項目については、裏面の「下水道への排除基準表」の水質項目より選択し記入してください。

用水及び排水の系統

用水の種類および量	上水道	m ³ /日		
	工業用水	m ³ /日		
	河川水	m ³ /日		
	循環水及び回収水	m ³ /日		
	その他 ()	m ³ /日		
	合計	m ³ /日		
排水の種類および量	排水口名			
	作業排水	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
	冷却水	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
		m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
	その他排水 (生活排水)	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
	小計	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
合計		m ³ /日		
用水及び排水の系統図		別図 () のとおり		

濃厚廃液調査表

発生箇所 (番号)	種類	主 要 成 分 及 び 濃 度	有 害 物 質	発生（回収）量	保 管 方 法	処 理 ・ 処 分 の 方 法
				発生（回収）周期		

備 考

- 1. 発生箇所の欄には、別紙1の「特定施設を含む操業の系統」の番号も記入してください。
- 2. 保管方法、処理・処分の方法は、できるだけ詳しく記入してください。
- 3. 処理・処分を専門業者に委託する場合は、委託契約書の写し等を添付してください。

特定施設設置届出書

年 月 日

大阪市長 様

申請者
住 所
電話番号
氏 名 印

（氏名又は名称及び法人にあってはその代表の氏名）

下水道法第12条の3第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届出ます。

工場又は 事業場の名称		※ 整 理 番 号	
		※ 受 理 年月日	年 月 日
工場又は 事業場の所在地		※ 施 設 番 号	
特定施設の種類		※ 審 査 結 果	
		※ 備 考	
△ 特定施設の 構 造	別紙1のとおり。		
△ 特定施設の 使用の方法	別紙1のとおり。		
△ 汚 水 の 処理の方法	別紙2のとおり。		
△ 下 水 の 量 及 び 水 質	別紙3のとおり。		
△ 用 水 及 び 排水の系統	別紙3のとおり。		

- 備考
- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定施設使用届出書

年 月 日

大阪市長 様

申請者
住 所
電話番号
氏 名 印

(氏名又は名称及び法人にあってはその代表の氏名)

{ 下水道法第12条の3第2項
下水道法第12条の3第3項 } の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工 場 又 は 事業場の名称		※ 整 理 番 号	
		※ 受 理 年月日	年 月 日
工 場 又 は 事業場の所在地		※ 施 設 番 号	
特定施設の種類		※ 審 査 結 果	
		※ 備 考	
△ 特定施設の 構 造	別紙1のとおり。		
△ 特定施設の 使用の方法	別紙1のとおり。		
△ 汚 水 の 処理の方法	別紙2のとおり。		
△ 下 水 の 量 及 び 水 質	別紙3のとおり。		
△ 用 水 及 び 排水の系統	別紙3のとおり。		

- 備考
- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

大阪市長 様

申請者
住 所
電話番号
氏 名 印

(氏名又は名称及び法人にあってはその代表の氏名)

下水道法第12条の4の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届出ます。

工場又は 事業場の名称		※ 整 理 番 号	
		※ 受 理 年月日	年 月 日
工場又は 事業場の所在地	電話番号 —	※ 施 設 番 号	
特定施設の種類		※ 審 査 結 果	
△ 特定施設の構造 (特定施設の使 用の方法、汚水 の処理の方法、 下水の量及び水 質、用水及び排 水の系統)	別紙のとおり。	※ 備 考	

備考

- 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

承 継 届 出 書

年 月 日

大阪市長 様

申請者

住 所

電話番号

氏 名

（氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名）

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項の規定により、
次のとおり届け出ます。

工場又は 事業場の名称		※整理 番 号		年 月 日		
		※受理 年月日				
工場又は 事業場の所在地		※施設 番 号				
特定施設の種別		※備 考				
特定施設の 設置場所						
承継の年月日					年 月 日	
被 承 継 者	氏名又は名称					
	住 所					
承継の原因						

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

氏名変更等届出書

年 月 日

大阪市長 様

申請者
住 所
電話番号
氏 名
(氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名)

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、下水道法第12条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
			※受理年月日	年 月 日
	変更後		※施設番号	
変更年月日		年 月 日	※備考	
変更の理由				

- 備考
- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

除害施設設置等計画届

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

大阪市下水道条例第10条の2第2項(又は第10条の3第5項)の規定に基づき、次のとおり
届け出ます。

工 場 又 は 事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工 場 又 は 事業場の所在地	電話番号 -	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
作 業 内 容		※ 審 査 結 果	
△ 汚 水 等 の 処 理 方 法	別紙()のとおり。		
△ 下 水 の 量 及 び 水 質	別紙()のとおり。		
△ 用 水 及 び 排水の系統	別紙()のとおり。		

備考

- (1) △印の欄の記入については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用してください。
- (2) ※印の欄には、記入しないでください。
- (3) 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4としてください。

汚水排除承認申請書

年 月 日

大阪市長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

大阪市下水道条例第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり公共下水道へ排除
したいので承認を申請します。

承認申請事業所名		
又 は 所 在 地	区	
承認申請水質	生物化学的酸素要求量 (B O D)	mg/ℓ以下
	浮 遊 物 質 (S S)	mg/ℓ以下
排水量	最大	平均
	m ³ /日	m ³ /日
排水予定年月日	年 月 日	
水質分析機関		

引用・参考文献

1. 消防設備関連

消防法及び同法施行規則、火災予防条例等に関する届出

大阪市ホームページ

http://www.city.osaka.lg.jp/shimin_top/category/1347-3-0-0-0.html

<http://www.senryakukaigi.net/related.php?url=消防計画書>

2. ビル管法関連

厚生労働省健康局生活衛生課 建築物衛生のページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/index.html>

3. 産業廃棄物処理法関連

(社) 全国産業廃棄物連合会

<http://www.shokusan.or.jp/manifest/main/kinyuu/index.html>

大阪府の総合相談窓口

<http://www.pref.osaka.jp/jigyoshoshido/asbestos/toiawasesaki.html>

4. 除害施設関連

大阪市公共下水ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/>

本レポートは、設備保全部会の下記の各委員によって作成しました。
許可なく、本レポートを複製・転載することを禁じます。

部会長	大川 達良
理事	佃 敏晴
理事	赤岩 勉
部会委員 (リーダー)	富松 賢次
部会委員 (サブリーダー)	見邊 章裕
部会委員	松村 豊
部会委員	福本 一己
部会委員	伊藤 博
部会委員	伊井 勝己

平成21年10月 発行

社団法人 大阪ビルメンテナンス協会
〒531-0071 大阪市北区中津1丁目 2番9号
(新清風ビル)

TEL : (06) 6372-9120 FAX : (06) 6372-9145

E-mail : info@obm.or.jp

